

費等審査委員会」と、同条第四項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、「社会保険診療報酬支払基金又は厚生労働省令で定める者」とあるのは「国民健康保険団体連合会」と、前条第一項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と読み替えるものとするほか、必要な技術的説明は、政令で定める。  
6 第四十九条の二第一項及び第三項の規定は、第一項の指定・介護予防・日常生活支援事業者に係るものに限る。」について、第五十条、第五十一条の二、第五十二条第一項第一号、第八号及び第十号を除く。）、第五十二条第一項から前条までの規定は、第一項の規定により指定を受けた介護機関（同項の規定を受けた介護予防・日常生活支援事業者（第二項本文の規定により第一項の規定を受受けたものとみなされたものを含む。）に限る。）について準用する。この場合において、第四十九条の二第一項及び第三項中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第五十条第一項中「指定医療機関」とあるのは「第五十四条の二第一項の規定により指定を受けた介護機関（同項の規定を受けた介護予防・日常生活支援事業者（同条第二項本文の規定により同条第一項の規定を受けたものとみなされたものを含む。）に限る。以下この章において「指定介護機関」という。）」と、同条第二項及び第五十一条の二中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、「厚生労働大臣又は都道府県知事」とあるのは「都道府県知事」と、第五十五条第一項第二項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」介護機関が、次の」と、「厚生労働大臣の指定した医療機関については厚生労働大臣が、都道府県知事の指定した医療機関については都道府県知事が」とあるのは「都道府県知事」と、同項第二号から第七号まで及び第九号、第五十二条第一項並びに第五十三条第一項から第三項までの規定中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、同項中「社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十二年法律第百二十九号）に定める審査委員会又は医療に関する審査機関で政令で定めるもの」とあるのは「介護保険法に定

6 第四十九条の二第一項及び第三項の規定は、第一項の指定・介護予防・日常生活支援事業者に係るものに限る。」について、第五十条、第五十一条の二、第五十二条第一項第一号、第八号及び第十号を除く。）、第五十二条第一項から前条までの規定は、第一項の規定により指定を受けた介護機関（同項の規定を受けた介護予防・日常生活支援事業者（第二項本文の規定により第一項の規定を受受けたものとみなされたものを含む。）に限る。）について準用する。この場合において、第四十九条の二第一項及び第三項中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第五十条第一項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、同条第二項中「厚生労働大臣又は都道府県知事」とあるのは「都道府県知事」と、第五十五条第一項及び第五十条の二中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、「厚生労働大臣又は都道府県知事」とあるのは「都道府県知事」と、第五十五条第一項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、同条第二項中「指定医療機関が、次の」と、「厚生労働大臣の指定した医療機関については厚生労働大臣が、都道府県知事が」とあるのは「都道府県知事」と、第五十二条第一項中「指定医療機関が、次の」とあるのは「指定介護機関が、次の」と、「命じ、指定医療機関」とあるのは「命じ、指定介護機関」と、「当該指定医療機関」とあるのは「当該指定介護機関」と読み替えるものとするほか、必要な技術的説明は、政令で定める。

めの介護給付費等審査委員会」と、同条第四項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、「社会保険診療報酬支払基金又は厚生労働省令で定める者」とあるのは「国民健康保険団体連合会」と、前条第一項中「都道府県知事・厚生労働大臣の指定に係る指定医療機関については、厚生労働大臣又は都道府県知事」とあるのは「都道府県知事」と、「指定介護機関若しくは指定医療機関」とあるのは「指定介護機関若しくは指定医療機関」と、「命じ、指定医療機関」とあるのは「命じ、指定介護機関」と、「当該指定医療機関」とあるのは「当該指定介護機関」と読み替えるものとするほか、必要な技術的説明は、政令で定める。

#### 第五十五条（助産機関及び施術機関の指定等）

2 第四十九条の二第一項、第二項（第一号、第四号ただし書、第七号及び第九号を除く。）及び第三項の規定は、前項の指定について、第五十条、第五十一条の二、第五十二条第一項第四号、第六号ただし書及び第十号を除く。）及び第五十四条の規定は、前項の規定により指定を受けた助産師並びにあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師について準用する。この場合において、第四十九条の二第一項及び第二項中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、同項第四号中「者（当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日以前六十日以内に当該指定を取り消された構成若しくは診療所又は薬局の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）」とあるのは「者」と、同条第三項中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第五十五条第一項中「指定医療機関」とあるのは「第五十五条第一項の規定により指定を受けた助産師又はあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師（以下この章において、それぞれ「指定助産機関」又は「指定施術機関」といいう。）」と、同条第二項中「指定医療機関」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関」とあるのは「都道府県知事」とあるのは「都道

大臣の指定に係る指定医療機関については、厚生労働大臣又は都道府県知事」とあるのは「都道府県知事」と、「指定介護機関若しくは指定医療機関」とあるのは「指定介護機関若しくは指定介護機関」と、「命じ、指定医療機関」とあるのは「命じ、指定介護機関」と、「当該指定医療機関」とあるのは「当該指定介護機関」と読み替えるものとするほか、必要な技術的説明は、政令で定める。

#### 第五十五条（助産機関及び施術機関の指定等）

2 第四十九条の二第一項、第二項（第一号、第四号ただし書、第七号及び第九号を除く。）及び第三項の規定は、前項の指定について、第五十条、第五十一条の二、第五十二条第一項第四号、第六号ただし書及び第十号を除く。）及び第五十四条の規定は、前項の規定により指定を受けた助産師並びにあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師について準用する。この場合において、第四十九条の二第一項及び第二項中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、同項第四号中「者（当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日以前六十日以内に当該指定を取り消された構成若しくは診療所又は薬局の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）」とあるのは「者」と、同条第三項中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第五十五条第一項中「医療機関（以下「指定医療機関」とあるのは「助産師又はあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師（以下これら「指定助産機関」又は「指定施術機関」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関」とあるのは「都道府県知事」とあるのは「都道

「厚生労働大臣又は都道府県知事」とあるのは「都道府県知事」と、第五十条の二中「指定医療機関は」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関は」と、「指定医療機関の」とあるのは「指定助産機関若しくは指定施術機関の」と、「厚生労働大臣又は都道府県知事」とあるのは「都道府県知事」と、第五十一条第一項中「指定医療機関」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関」と、「同条第二項中「指定医療機関が、次の」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関が、次の」と、「厚生労働大臣が、都道府県知事の指定した医療機関については厚生労働大臣が、都道府県知事が」とあるのは「都道府県知事は」と、同項第一号から第三号まで及び第五号中「指定医療機関」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関」と、「同項第六号中「指定医療機関の開設者又は從業者」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関」と、「同項第七号から第九号までの規定中「指定医療機関」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関」と、「第五十四条第一項中「都道府県知事、厚生労働大臣の指定に係る指定医療機関については、厚生労働大臣又は都道府県知事」とあるのは「都道府県知事」と、「指定医療機関若しくは指定医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の從業者であつた者（以下この項において「開設者であつた者等」という。）」とあり、及び「指定医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の從業者（開設者であつた者等を含む。）」とあるのは「指定助産機関若しくは指定施術機関若しくは管理者、医師、薬剤師その他の從業者（当該指定医療機関若しくは指定施術機関若しくは管理者、医師、薬剤師その他の從業者）」と、「当該指定医療機関」とあるのは「当該指定助産機関若しくは指定施術機関」と読み替えるものとするほか、必要な技術的翻訳替えは、政令で定める。

(被保護者健康管理支援事業)

- 2 保護の実施機関は、被保護者健康管理支援事業の実施に關し必要があると認めるとときは、市町村長その他厚生労働省令で定める

府県知事」と、第五十条の二中「指定医療機関は」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関は」と、「指定医療機関の」とあるのは「指定助産機関若しくは指定施術機関の」と、「厚生労働大臣又は都道府県知事」とあるのは「都道府県知事」と、「第五十一条第一項中「指定医療機関」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関」と、「同項第二項中「指定医療機関が、次の」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関が、次の」と、「厚生労働大臣の指定した医療機関については厚生労働大臣が、都道府県知事が」とあるのは「都道府県知事」と、「同項第一号から第三号まで及び第五項中「指定医療機関」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関」と、「同項第六号中「指定医療機関の開設者又は従業者」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関」と、同項第七号から第九号までの規定中「指定医療機関」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関」と、第五十四条第一項中「都道府県知事 厚生労働大臣の指定に係る指定医療機関については、厚生労働大臣又は都道府県知事」とあるのは「都道府県知事」と、「指定医療機関若しくは指定医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者であつた者（以下この項において「開設者であつた者等」という。）と、及び「指定医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者（開設者であつた者等を含む。）」とあるのは「指定助産機関若しくは指定施術機関若しくはこれらであつた者」と、「当該指定医療機関」とあるのは「当該指定助産機関若しくは指定施術機関」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(被保護者健康管理支援事業)

- 第五十五条の八 (略)  
(新設)

3 | (略) で定める必要な情報の提供を求めることができる。

第七十八条 (略)

- 2 偽りその他不正の行為によって医療・介護又は助産若しくは看護の給付に要する費用の支払を受けた指定医療機関 第五十四条の二第一項の規定により指定を受けた介護機関(同条第二項本文の規定により同条第一項の指定を受けたものどみなされたものを含む。)又は第五十五条第一項の規定により指定を受けた助産若しくはあん摩マッサージ指圧師、理士、看護師若しくは整復師(以下この項において「指定医療機関等」という。)があるときは、当該費用を支弁した都道府県又は市町村の長は、その支弁した額のうち返還せるべき額をその指定医療機関等から徴収するほか、その返還せるべき額に百分の四十を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。

第十二章 雜則

（受給者番号等の利用制限等）

第八十条の二 厚生労働大臣、保護の実施機関、都道府県知事、市町村長、指定医療機関その他の保護の決定若しくは実施に関する事務若しくは被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務又はこれらに關する事務（以下この項及び次項において「保護の決定・実施に関する事務等」という。）の遂行のため受給者番号等（公費負担者番号（厚生労働大臣が保護の決定・実施に関する事務等における保護の実施機関を識別するための番号として、保護の実施機関ごとに定めるものをいう。）及び受給者番号（保護の実施機関が被保護者に係る情報を管理するための番号として、

2 | 第七十八条 (略)  
2 憲りその他不正の行為によって医療、介護又は助産若しくは施術の給付に要する費用の支払を受けた指定医療機関、指定介護機関又は指定助産機関若しくは指定施術機関があるときは、当該費用を支弁した都道府県又は市町村の長は、その支弁した額のうち返還させるべき額をその指定医療機関、指定介護機関又は指定助産機関若しくは指定施術機関から徴収するほか、その返還させるべき額に百分の四十を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。

第十三章 雜則

1

	保護者)ことに定めるものという。)をいう。以下この条において同じ。)を利用する者として厚生労働省令で定める者(以下この条において「厚生労働大臣等」という。)は、当該保護の決定・実施に関する事務等の遂行のため必要がある場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る受給者番号等を告知することを求めてはならない。
2	厚生労働大臣等以外の者は、保護の決定・実施に関する事務等の遂行のため受給者番号等の利用が特に必要な場合として厚生労働省令で定める場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る受給者番号等を告知することを求めてはならない。
3	何人も、次に掲げる場合を除き、その者が業として行う行為に關し、その者に対し委買、貸借、雇用その他の契約(以下この項において「契約」という。)の申込みをしようとする者若しくは申込みをする者又はその者と契約の締結をした者に対し、当該者又は当該者以外の者に係る受給者番号等を告知することを求めてはならない。 一 厚生労働大臣等が、第一項に規定する場合に、受給者番号等を告知することを求めるとき。 二 厚生労働大臣等以外の者が、前項に規定する厚生労働省令で定める場合に、受給者番号等を告知することを求めるとき。
4	何人も、次に掲げる場合を除き、業として受給者番号等を含む情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体的に構成したものという。)であつて、当該データベースに記録された情報が他に提供されることが予定されているもの(以下この項において「提供データベース」という。)を構成してはならない。 一 厚生労働大臣等が、第一項に規定する場合に、提供データベースを構成するとき。 二 厚生労働大臣等以外の者が、第二項に規定する厚生労働省令

5	で定める場合に、提供データベースを構成すること。 厚生労働大臣は、前二項の規定に違反する行為が行われた場合において、当該行為をした者が更に反復してこれらの規定に違反する行為をするおそれがあると認めるときは、当該行為をした者に対し、当該行為を中止することを勧告し、又は当該行為が中止されることを確保するために必要な措置を講ずることを勧告することができる。
6	厚生労働大臣は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、当該勧告に従るべきことを命ぜることができる。
2	(報告及び検査) 第八十条の三 厚生労働大臣は、前条第五項及び第六項の規定による措置に關し必要があると認めるときは、その必要と認められる範囲内において、同条第三項若しくは第四項の規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある者に対し、必要な事項に関する報告を求め、又は当該職員に当該者の事務所若しくは事業所に立ち入つて質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができるものとする。

2	(社会保険診療報酬支払基金等への事務の委託) 第八十条の四 保護の実施機関は、医療の給付、被保護者健康管理支援事業の実施その他の厚生労働省令で定める事務に係る被保護者又は被保護者であつた者に係る情報の収集若しくは整理又は利用若しくは提供に関する事務を社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会に委託することができる。 他保護の実施機関は、前項の規定により事務を委託する場合は、他の保護の実施機関、社会保険診療報酬支払基金法第一條に規定
---	---

(新設)

(新設)

<p>する保険者及び法令の規定により医療に関する給付その他の事務を行いう者であつて厚生労働省令で定めるものと共同して委託するものとする。</p> <p>(関係者の連携及び協力)</p> <p>第八十条の五 国、都道府県及び市町村並びに指定医療機関その他との関係者は、第三十四条第六項に規定する電子資格確認の仕組みの導入その他手続における情報通信の技術の利用の推進により医療保険各法等（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第七条第一項に規定する医療保険各法及び高齢者の医療の確保に関する法律をいう。）その他医療に関する給付を定める法令の規定により行われる事務が円滑に実施されるよう相互に連携を図りながら協力するものとする。</p>	<p>(新設)</p>
<p>第八十五条の一 第五十五条の七第三項（第五十五条の八第三項において準用する場合を含む。）及び第五十五条の九第四項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第八十五条の一 第五十五条の七第三項（第五十五条の八第二項において準用する場合を含む。）及び第五十五条の九第四項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p>
<p>第八十五条の二 第八十一条の二第六項の規定による命令に違反した場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>(新設)</p>
<p>第八十六条 正当な理由がなくて第四十四条第一項、第五十四条第一項（第五十四条の二第五項及び第六項並びに第五十五条第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、第五十五条の六、第七十四条第二項第一号若しくは第八十条の三第二項第一項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、正当な理由がなくて第五十四条第一項の規定による物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、同項若しくは第八十条の三第一項の規定による当該職員の質問に対し</p>	<p>第八十六条 第四十四条第一項、第五十四条第一項（第五十四条の二第五項及び第六項並びに第五十五条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、第五十五条の六若しくは第七十四条第二項第一号の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、第五十四条第一項の規定による物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、若しくは同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は第二十八条第一項（要保護者が違反</p>

<p>て、正当な理由がなくて答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は正当な理由がなくて第二十八条第一項（要保護者が違反した場合を除く。）、第四十四条第一項若しくは第五十四条第一項の規定による当該職員の調査若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>（前記）</p>	<p>した場合を除く。）、第四十四条第一項若しくは第五十四条第一項の規定による当該職員の調査若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。</p>
---	--

<p>第八十七条 法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの（以下この項において「人格のない社団等」といいう。）を含む。以下この項において同じ。）の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對しても、各本条の罰金刑を科する。</p> <p>2 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告又は被原告とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。</p>	<p>法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對しても前項の刑を科する。</p>
--	--

<p>別表第一（第二十九条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; padding: 5px;">(略)</td><td style="width: 33%; padding: 5px;">(略)</td><td style="width: 33%; padding: 5px;">(略)</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">三 市町村長</td><td style="padding: 5px;">次に掲げる情報であつて厚生労働省令で定めるもの</td><td style="padding: 5px;">次に掲げる情報であつて厚生労働省令で定めるもの</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">一・二 (略)</td><td style="padding: 5px;">三 健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報</td><td style="padding: 5px;">三 健康増進法（平成十四年法律第二百二号）による健康増進事業の実施に関する情報</td></tr> </table>	(略)	(略)	(略)	三 市町村長	次に掲げる情報であつて厚生労働省令で定めるもの	次に掲げる情報であつて厚生労働省令で定めるもの	一・二 (略)	三 健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報	三 健康増進法（平成十四年法律第二百二号）による健康増進事業の実施に関する情報	<p>別表第一（第二十九条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; padding: 5px;">(略)</td><td style="width: 33%; padding: 5px;">(略)</td><td style="width: 33%; padding: 5px;">(略)</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">三 市町村長</td><td style="padding: 5px;">次に掲げる情報であつて厚生労働省令で定めるもの</td><td style="padding: 5px;">次に掲げる情報であつて厚生労働省令で定めるもの</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">一・二 (略)</td><td style="padding: 5px;">三 健康増進法（平成十四年法律第二百二号）による健康増進事業の実施に関する情報</td><td style="padding: 5px;">三 健康増進法（平成十四年法律第二百二号）による健康増進事業の実施に関する情報</td></tr> </table>	(略)	(略)	(略)	三 市町村長	次に掲げる情報であつて厚生労働省令で定めるもの	次に掲げる情報であつて厚生労働省令で定めるもの	一・二 (略)	三 健康増進法（平成十四年法律第二百二号）による健康増進事業の実施に関する情報	三 健康増進法（平成十四年法律第二百二号）による健康増進事業の実施に関する情報
(略)	(略)	(略)																	
三 市町村長	次に掲げる情報であつて厚生労働省令で定めるもの	次に掲げる情報であつて厚生労働省令で定めるもの																	
一・二 (略)	三 健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報	三 健康増進法（平成十四年法律第二百二号）による健康増進事業の実施に関する情報																	
(略)	(略)	(略)																	
三 市町村長	次に掲げる情報であつて厚生労働省令で定めるもの	次に掲げる情報であつて厚生労働省令で定めるもの																	
一・二 (略)	三 健康増進法（平成十四年法律第二百二号）による健康増進事業の実施に関する情報	三 健康増進法（平成十四年法律第二百二号）による健康増進事業の実施に関する情報																	

合 （略）	市町村長又は 高齢者の医療の 確保に関する法 律第四十八条规定する後期高 齢者医療広域連	一定次に掲げる情報であつて厚生労働省令で 一・二（略）	四 （略）
合 （略）	市町村長又は 高齢者の医療の 確保に関する法 律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条规定する後期高 齢者医療広域連	一定次に掲げる情報であつて厚生労働省令で 一・二（略）	四 （略）

### 事業の進め方(PDCAサイクル)

- 現行の手引きにおいて、事業の進め方として、①現状・健康課題の把握(P)、②事業企画(P)、③事業実施(D)、④事業評価(C～A)、⑤事業報告(C～A)の流れで実施し、全体でPDCAサイクルを構築する必要がある旨、定めている。
- これについては、業務効率化の観点から、毎年度それぞれを実施する必要性があるわけではなく、例えば前年度に①の健康課題の把握等が十分になされている際には、②や③から当該年度の事業を運営することも考えられ、費用対効果も考慮の上適切な事業運営を心がける旨記載。
- このように、特に①の部分については、予算の確保等に当たって苦慮している自治体も多いことから、
  - ・前年度収集したデータ等の有効な活用も考慮して効率的な業務運営を行うことや、
  - ・小規模の福祉事務所の場合に、業者への委託等を行うに際し、複数の福祉事務所や自治体が共同して行うなどの工夫をすることで効率的な事業実施が可能となるケースもあると考えており、その旨記載。

### 実施事業の内容について

- 対象者の抽出に当たり、確認すべき内容が多すぎるとの意見があることを踏まえ、「フェイスシート」の項目はあくまで例示であり、目的に応じて必要性を踏まえ取捨選択するものであり、全てを網羅する必要はない旨明記。  
※当然、自治体毎の健康課題の状況や、実施体制にはそれぞれ差異があるのであり、対象者を抽出する際のメルクマールや、規模感は、自治体毎にそれぞれ判断できるようすべきであるとの考え方。
- 頻回受診者に対する適正受診指導については、指導を行ってもなお半数程度は改善されないことがわかっている。こうした者は、認知機能に課題があったり、社会的に孤立している場合があると考えられるため、下記のような対策が効果的と考えており、うち②について手引きに追記。
  - ① 本人の受診に同行し、主治医も含めた三者での方向性の相談を行うこと
  - ② 頻回受診者指導を行っても改善されなかった者のみを対象として、医療券の事前発行を確実に行った上、有効期間を1ヶ月よりも短期に設定し、発行時に併せて面談を行う等の取り組みをすること

### その他

- 自治体における取り組み事例を例示。(併せて、令和元年度の社会福祉推進事業の報告書における事例も参照)
- 法施行に併せて、国から自治体に対し、NDB((レセプト情報・特定健診等)データベース)の情報をバックデータとした、全国ベースの医療費の分析の提供を行う予定。(併せて、令和元年度の社会福祉推進事業の報告書における全国データも参照) 令和3年1月～3月の間は、こうした情報も踏まえ、現状・健康課題の把握や事業企画を実施し、令和3年4月以降に介入等の事業実施を行えば足りること。

# 被保護者健康管理支援事業の手引き (令和2年8月改定版)

## 目次

1. はじめに
  - (1) 背景
  - (2) 本手引きの位置づけ
2. 被保護者健康管理支援事業の進め方
  - (1) 全体の流れ
  - (2) それぞれの段階における実施事項
    - ① 現状・健康課題の把握
      - i. 既存の取り組みの調査・分析
      - ii. 健康・医療情報の調査・分析
      - iii. 社会資源の調査・分析
    - ② 事業企画
      - i. 事業方針の策定
      - ii. 対象者の抽出
      - iii. 参加予定者の絞り込み
      - iv. 目標・評価指標の設定
      - v. 支援内容の検討
    - ③ 事業実施
    - ④ 事業評価
    - ⑤ 事業報告
  3. 実施体制について
    - (1) 行政内部の他部局や社会資源との連携体制の構築等
    - (2) 外部委託について
    - (3) 個人情報の取扱い

別添1 事業報告様式1（令和2年度）（記載例）  
別添2 事業報告様式2（令和2年度）（記載例）  
別添3 個別支援計画ひな型例（記載例1および2）

参考：自治体における取り組み事例

## 1. はじめに

### (1) 背景

- 生活保護制度は、被保護者の最低生活を保障するとともに、自立の助長を図ることを目的としている。自立の助長については、経済的自立だけでなく、日常生活自立や社会生活自立といった側面からも、支援を講じていくことが必要である。
- 生活保護受給世帯については、その約8割が何らかの疾病により医療機関を受診しており、傷病・障害者世帯も生活保護受給世帯全体の約4分の1を占め、若年者を含めて医療を必要とする被保護者が多い。また、規則正しい食事をしていると答えた世帯の割合は78%（一般世帯85%）、栄養バランスをとって食事をしていると答えた世帯の割合は66%（一般世帯78%）、普段から運動をしていると答えた世帯の割合は37%（一般世帯54%）となっており（家庭の生活実態及び生活意識に関する調査（平成22年））、一般世帯と比較して、適切な食事習慣や運動習慣が確立されていない傾向がある。これらのことから見て、被保護者は、多くの健康上の課題を抱えるにもかかわらず、健康に向けた諸活動が低調であると考えられ、こうした被保護者の特性を踏まえれば、医療と生活の両面から健康管理に対する支援を行うことが必要である。
- 被保護者の支援において、早期受診の勧奨や治療中断の解消を行うことは、被保護者の健康や生活の質の向上につながるだけでなく、医療扶助費の適正化にもつながるものである。
- 被保護者の支援を行うにあたっては、健康に関するデータの把握が重要であり、医療保険におけるデータヘルスを参考に、福祉事務所がデータに基づき、生活習慣病の発症予防・重症化予防等を推進する必要がある。
- こうした背景から、平成29年5月には、生活保護受給者の健康管理支援等に関する検討会の議論のまとめ（データに基づいた生活保護受給者の健康管理支援について）において、健康管理支援を行うためのデータの収集、活用方法などの仕組みの整備について提言が行われた。この提言を踏まえ、平成30年2月には、「生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案」が提出され、同年6月に成立した。令和3年1月から、データに基づき、生活習慣病の予防等を推進するための「被保護者健康管理支援事業」を創設し、全ての福祉事務所において当該事業を実施することとしている。
- これに先駆け、令和元年度より試行事業として被保護者健康管理支援事業準備事業を開始したところ、同年度中に半数近い自治体では、必要な予算措置をして法施行に向けた取り組みを開始した。一方で、予算措置をしていない自治体も半数程度あり、また、取り組みに着手した場合であってもまずは情報収集のみとしているケースも多いなど、多くの福祉事務所で事業の進め方を模索している状況と考えられる。

### (2) 本手引きの位置づけ

- 令和3年1月から「被保護者健康管理支援事業」を福祉事務所が実施するに当たっては、円滑にデータが収集・分析され、現場において一定程度標準化された内容の支援が行われることが肝要である。このため、平成30年10月に、健康管理支援を試行的に行う自治体が参考とすることを想定して作成した手引きを、令和元年度の試行事業等の状況を踏まえ改定したものである。

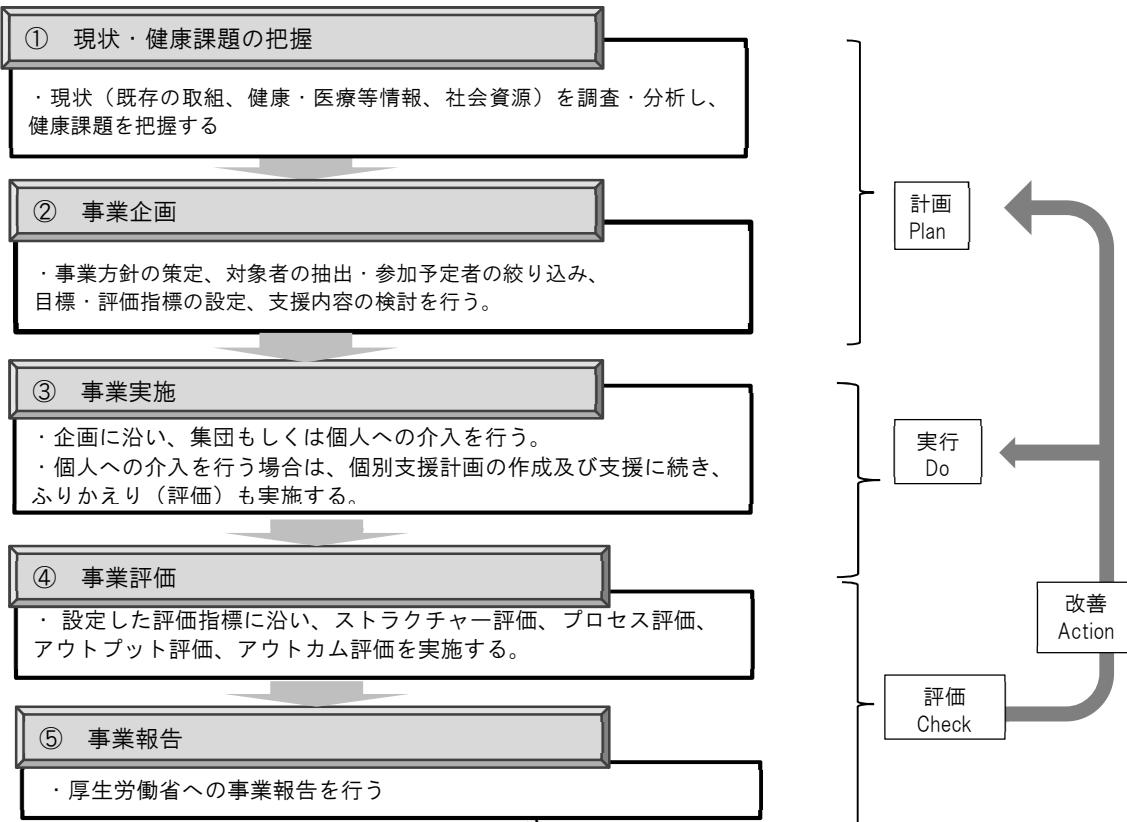
- 被保護者の抱える課題は複雑で多岐にわたることから、健康管理に対する支援を行うにあたっては、単に医療や健康増進の面において支援を行うにとどまらず、社会参加も含めて広く生活全般の環境を改善するという視点を持つことが重要であり、本手引きにおいては、福祉事務所に対し、様々な社会資源を活用し個々の被保護者の問題の改善に向けて総合調整を行う役割が期待されている。
- また、本手引きは健康支援事業の事業計画を策定する福祉事務所（在籍している場合は保健師等の専門的知識を持つスタッフ）及び保健部局の保健師等をはじめとする、健康管理支援事業に関わるスタッフに参考いただくことを想定したものである。
- なお、本手引きは、医療保険等において40歳から74歳の者に対しては生活習慣病の予防等に主眼がおかれた取組が、75歳以上の者に対しては重症化予防や介護予防等に主眼がおかれた取組が行われていることを踏まえ、40歳以降の被保護者を主な対象と考え作成されたものであるが、生活習慣の多くが幼少期に作られ、被保護者が用意する環境が、その子どもに強い影響を及ぼし、生活習慣病が世代間で連鎖する傾向も認められることから、より若年の者についても「子どもとその養育者への健康生活支援モデル事業」等を活用して、積極的な取り組みを検討されたい。

## 2. 被保護者健康管理支援事業の進め方

### (1) 全体の流れ

- 事業は図表1のとおり各段階からなり、全体でPDCAサイクルを構築している必要がある。次項より各段階の実施事項の概要を述べる。

図表1 健康管理支援事業の全体の流れ



- なお、①～⑤を一体的に運用し、PDCA サイクルを構築する必要はあるものの、毎年度それぞれを実施する必要性があるわけではなく、例えば前年度に①の健康課題の把握等が十分になされている際には、②や③から当該年度の事業を運営することも考えられ、費用対効果も考慮の上適切な事業運営を心がけたい。

## (2) それぞれの段階における実施事項

### ① 現状・健康課題の把握

- 効果的な事業実施のためには、まず、所管する地域の被保護者の健康状態に関連する既存の取組、健康・医療等情報、社会資源について調査・分析を行い、地域の健康課題を把握する必要がある。

#### i. 既存の取り組みの調査・分析

- ♦ これまでに実施した健康管理支援に関する事業に関して、その目的、対象、実施方法、内容、実施体制および評価等について整理し、P8 の図表 3 に示す取組方策ア～オの内容を踏まえながら課題となっている事項を洗い出す。
- ♦ 健康管理支援事業に関する既存の取組は例えば以下のようなものが考えられる。

<例>

被保護者が活用可能（事業対象者となる）

- ・ 40 歳以上、市町村保健部局が実施する健康診査（健康増進事業）
- ・ 40～74 歳、市町村保健部局が実施する保健指導（健康増進事業）
- ・ 40～64 歳、市町村保健部局が実施する健康・運動教室、健康相談（健康増進事業）
- ・ 65 歳以上、市町村介護担当部局が実施する一般介護予防事業等（介護予防・日常生活支援総合事業）
- ・ 社会福祉協議会・民生委員・NPO・地域住民による諸活動など（サロン、子ども食堂、フードバンク、趣味の会等）

被保護者は活用不可能であるが情報共有が有効

- ・ 74 歳以下、市町村国保における保健事業
- ・ 75 歳以上、後期高齢者医療広域連合による保健事業（市町村への委託・補助により実施する場合を含む）

糖尿病性腎症重症化予防プログラム（一部、事業対象者としている自治体もある）

各自治体において開催している、多職種による会議（地域ケア会議等）との情報共有

#### ii. 健康・医療情報の調査・分析

- ♦ 保護台帳や帳票、医療扶助レセプト、市町村保健部局や保険者のデータから、地域の被保護者の健康状態に係る全体像を把握する。上記の情報に加え、被保護者へのアンケート等を活用することも有効である（既存

の事業等からのデータがない場合はアンケート等の実施を本事業の一部とすることを検討すること）。

- ・ また、情報の分析にあたっては、全国平均や都道府県のデータや国保および後期高齢者医療制度における健康課題について担当部局が作成する保健事業実施計画（データヘルス計画）を参照するなどして、同様の課題があるかどうか等について比較検討する。
- ・ 図表2に示す項目が福祉事務所ごとの現状の調査・分析の項目、用いるデータの例として挙げられるが、例として挙げた項目にとどまらず、これらの組み合わせや、他の統計情報の活用、所管する地域内（県福祉事務所においては所管する町村間等）における比較を行うなどして分析を行う。

※ 令和3年1月からの法施行に基づく健康管理支援事業の実施にあたり、厚生労働省において全国データを分析し、各自治体に対し提供することとしている。

### iii. 社会資源の調査・分析

- ・ 所管する地域における社会資源を把握する。被保護者が活用可能か否か、活用可能な場合の対象年齢、活用不可能であっても情報共有（当該社会資源の制度の中での課題の共有や保健事業実施におけるノウハウの共有等）が有効であるか否か等を整理する。
- ・ 情報収集にあたっては、前年度収集したデータ等の有効な活用も考慮して効率的な業務運営を行う。また、医療扶助レセプトのデータなどは形式が定まっていることから、小規模の福祉事務所の場合に、業者への委託等を行うに際し、複数の福祉事務所や自治体が共同して行うなどの工夫をすることで効率的な事業実施が可能となるケースもあるため積極的に検討されたい。
- ・ また、やみくもに網羅的な情報収集を行うことは効率的ではないことから、介入計画に必要不可欠な情報を適切に絞り込むなど、ポイントを絞って行うよう留意する。

図表2 各福祉事務所における調査・分析項目の例

調査・分析項目	データ抽出・分析例	利用可能と考えられるデータ例	参考となる全国・都道府県別等のデータ例
被保護者（世帯）の属性	・性別・年齢（階級別）被保護者数・割合	・保護台帳・調書・帳簿等	・被保護者調査
	・保護開始前の医療保険加入状況		
	・保護開始後の医療保険加入状況		
医療に関する状況	・医療扶助を受給している被保護者数・割合	・保護台帳・調書・帳簿等	・被保護者調査

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害及び傷病の状況別被保護者数・割合</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療費の傷病分類別構成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療扶助レセプト</li> </ul>	医療扶助実態調査
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定の傷病（生活習慣病等）にて治療中の被保護者数・割合</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・厚生労働科学研究報告※1</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定の傷病（生活習慣病等）にて治療歴があるもののその後受診していない者の数・割合</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・糖尿病については国民健康・栄養調査</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・頻回受診をしている者の数・割合</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・厚生労働省社会・援護局保護課調べ</li> </ul>
介護に関する状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護扶助を受給している被保護者数・割合及びサービスの内訳</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護台帳・調書・帳簿等</li> </ul>	被保護者調査
健診・検診に関する状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康増進法に基づく健康診査の対象者・受診者・有所見者の数及び割合</li> <li>・健診の結果保健指導が実施された者・医療機関を受診した者の数・割合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健部局からのデータ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域保健・健康増進事業報告</li> </ul>
生活習慣等に関する状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>飲酒・喫煙・食事習慣・口腔・運動機能の状態等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被保護者に対する調査・インタビュー（健診受診者については質問票）</li> </ul>	
社会参加の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域での孤立者数・割合（外出、友人・知人と会う機会やボランティア等の活動への参加がほとんどない者等）</li> <li>・インフォーマルな支援が欠如している者・割合（心配事や愚痴を聞いてもらう相手がない者等）</li> <li>・一般介護予防事業等（通いの場、認知症カフェなど）に参加している者の数</li> <li>・趣味活動（畠や地域のサークル等）をしている者の数</li> <li>・ボランティア（施設の草むしり、配膳、タオルたたみなど）に参加している者の数</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ケースワークにおいて得られた情報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護予防・日常生活圏域ニーズ調査に関連項目あり</li> </ul>

既存の事業や前年度実施事業で得られた情報	・生活習慣病にて治療中であるが経過不良である者の数・割合	・ケースワークにおいて得られた情報	
地域内の他制度の状況	国保及び後期高齢者医療制度における健康課題	・担当部局が作成する保健事業実施計画（データヘルス計画）	
	保険者が実施する特定健診の受診状況、特定保健指導該当者割合・実施状況、検査値等の集合データ	・保険者からのデータ ・保険者協議会での分析データ	・特定健診・保健指導の実施状況 ・NDB オープンデータ

※1 「医療費適正化に向けた生活保護受給者の生活習慣病罹患および医薬品処方の実態調査：医療扶助レセプト分析」

※2 その他、利用可能と考えられるデータ例

- ・医療扶助および可能な場合は自立支援医療等公費負担医療のレセプト
- ・健診結果、保健指導の実施状況
- ・すでに実施した事業やケースワークにおける主治医への調査結果
- ・特定健診や健康診査における「標準的な質問票」の回答結果、既に実施した健康状況に係る現状調査の結果 等

- 上記の調査・分析結果に基づき、健康課題を抽出する。管轄の地域内において健康等の現状に差異が認められた場合には、特に課題のある地域を挙げることも考えられる。
- また、地域の良い取り組みや先進的な活動について、積極的に活用するという考え方もある。

#### ＜例＞

- ・ 医療・健診の受診がなく、健康状態が把握できない被保護者が多い。
- ・ 健診において医療機関への受診が必要と指摘されたにも関わらず、受診していない者が多い。
- ・ 既存の日常生活の調査および健康診査の質問票の結果、生活習慣病のリスクを高める飲酒をする者が多い。
- ・ 地域において孤立している者が多い。
- ・ 糖尿病にかかる医療費が医療扶助の〇%を占め、対応を優先すべきと考えられるが、既存の事業及びケースワークにてコントロールが不良である者が多いことが把握されている。
- ・ 頻回受診者が〇人存在し、ケースワーカーの指導により改善した者は〇人と全国と比較しても効果が不十分である。
- ・ 高齢者の自主的なサロン活動が盛んであり、多様性もあることから、孤立対策に活用し得る
- ・ 生活困窮者支援に関する有力なNPOがあるため、活用できる可能性がある。
- ・ 商店街と連携した健康教育等を展開している医療機関の交流拠点がある。

## ② 事業企画

- 事業企画と平行して体制の整備を行う必要があるが、詳細は「3. 実施体制について」を参照すること。

### i. 事業方針の策定

- 把握した地域の健康課題や社会資源の状況を踏まえ、事業方針を決定する。
- 具体的に取り組む方策については、図表3に掲げるア～オの中で必ず実施することとなっているオに加え、ア～エから少なくとも一つを、各福祉事務所が選択する。
- 方針策定にあたっては、福祉事務所が主体となって被保護者の健康等の状態を把握し医療機関の受診に同行する等、個々の被保護者に合わせた支援を行うとともに、利用可能な社会資源を調査・整理し、それら資源につなげる視点を持つことが必要である。活用可能な資源で適当なものがない場合は、福祉事務所が主体となって実施することも考えられる。

#### ＜事業方針例＞

- ・ 健康状態が不明の者が多く、健康管理の支援が必要と思われる者の把握や健診受診を促す必要があるため、生活習慣に関する訪問調査を実施するとともに保健部局と協力して健診受診勧奨を実施する（ア）。
- ・ 健診において医療機関への受診が必要と指摘されたにも関わらず、受診していない者が多いことから、同行受診等により医療機関受診につなげる（イ）。
- ・ 健診受診勧奨の際の訪問調査で生活の改善が必要な者を把握し、日常生活面での支援を行うとともに保健部局が実施する健康教育につなげる（ウ）。
- ・ 社会参加をしていない者が多くいたため、65歳以上の者については介護予防担当部局と連携して高齢者の通いの場や地域の居場所、その他活動の場等につなげる（ウ）。
- ・ 糖尿病にて医療機関を受診中である者のうち、既存の事業及びケースワーカーにてコントロールが不良である者が多いことが把握されていることから、主治医と連携して生活面で支援が可能な事項を把握し、支援を実施する。必要に応じて保健部局が実施する健康教育につなげる（エ）。
- ・ 著しい頻回受診者が存在し、ケースワーカーの指導も効果が不十分であることから、同行受診により問題の所在を把握した上で、適切な解決策を検討する（オ）。

図表3 事業方針に盛り込む具体的な取組方策例

取組方策	対象者の例	具体的な支援内容例
ア 健診受診勧奨	・健診未受診で健康状態が把握できない者（特に医療も未受診で情報が全くない者を優先的に対象とする）	・受診券の個別送付 ・個別に受診勧奨の電話・手紙の送付等 ・家庭訪問を行い、生活状況や健診を受診しない理由等を把握

イ 医療機関受診勧奨	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健診結果で要医療と判断されたにもかかわらず、医療機関を未受診の者</li> <li>・受診中断している者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同行支援事業を活用して、医療機関の受診に同行</li> </ul>
ウ 保健指導・生活支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・メタボリック症候群基準予備群であるが保健指導を未受診である者</li> <li>・栄養、口腔、運動面等で改善が必要な者</li> <li>・過量飲酒や依存症が疑われる者</li> <li>・社会的に孤立している者（社会参加がない、相談できる者がいない等）</li> <li>・多問題を抱え、生きがい自体を喪失しているなどにより、健康問題に無関心な者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・面談を行い、本人と一緒に日常生活での目標設定</li> <li>・保健指導、健康教室などの社会資源へつなげる</li> <li>・保健所、精神保健福祉センターや断酒会等の自助グループなどの社会資源へつなげる</li> <li>・一般介護予防事業や地域のインフォーマルな活動などの社会資源へつなげる</li> <li>・就労支援や子育て支援など、各問題に応じた適切な支援につなげる</li> </ul>
エ 主治医と連携した保健指導・生活支援（重症化予防）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機関を受診中であるが、経過不良の者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主治医との相談・連携体制の構築。経過が不良である理由に生活習慣や服薬の問題がないか等の課題を確認</li> <li>・本人と面談を行い、本人と一緒に日常生活での目標設定</li> <li>・主治医への事業内容の共有</li> <li>・健康教室などの社会資源へつなげる</li> </ul>
オ 頻回受診指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同一診療科で月 15 回以上の受診者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人と面談を行い、頻回受診になる要因について分析</li> <li>・本人の受診に同行し、主治医の説明の理解のサポート、三者での方向性の相談</li> <li>・受診回数増加が受診している疾患以外の要因で生じている可能性について関係職員で検討</li> <li>・適切な支援を実施、社会資源につなげる</li> <li>・頻回受診者を対象として、医療券の有効期間を 1 ヶ月よりも短期に設定（短期医療券）し、発行時に併せて面談を行う等の取り組みをする。</li> </ul>

### ii. 対象者の抽出

- 「①現状・健康課題の把握」の中で得られたリストや策定した事業方針を踏まえて事業の対象者を設定する。この際、対象者の抽出基準、除外基準を策定して基準に基づく設定を行う。
- なお、他部局と連携して事業を実施することが見込まれる場合には対象者の抽出基準、除外基準策定にあたって関係部局と共同で検討する必要がある。後述する参加予定者の絞り込みの場合も同様である。

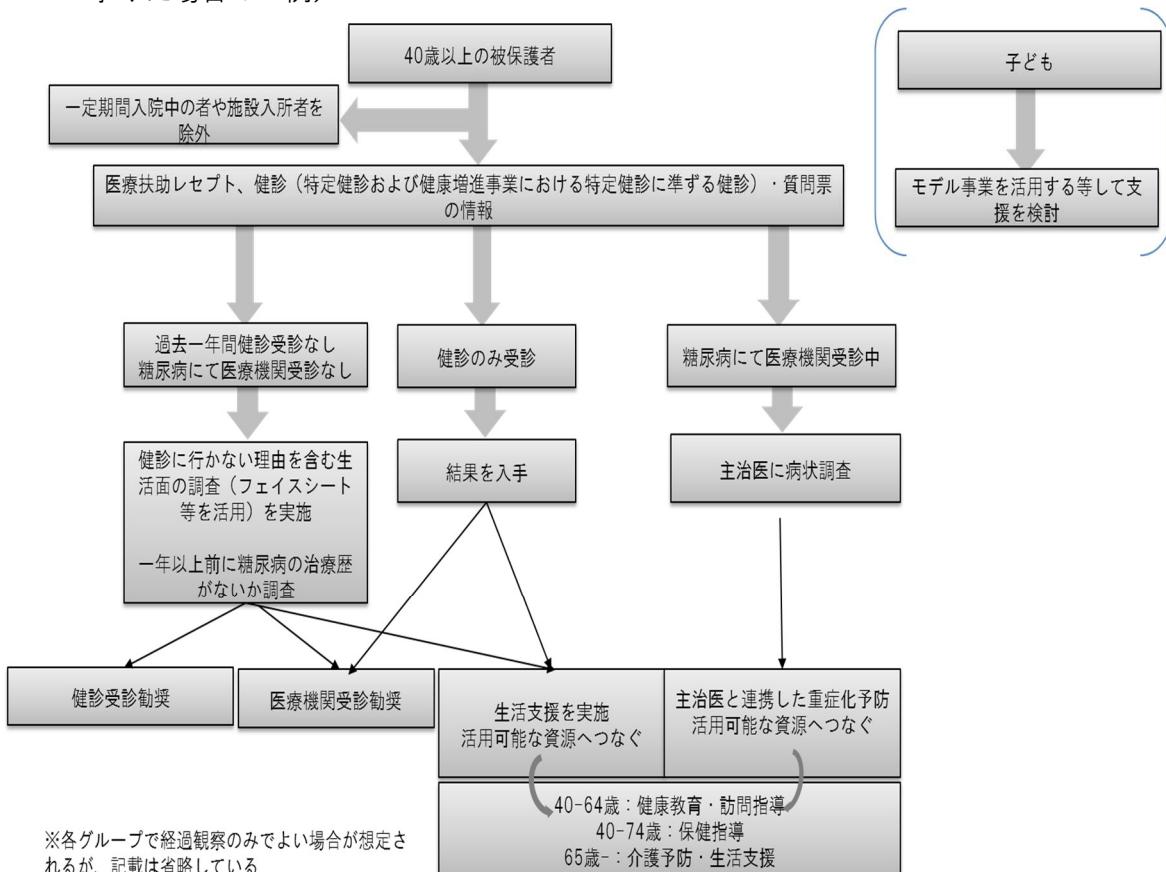
- 対象者・参加予定者の抽出のイメージ例は、図表4のとおり。

### iii. 参加予定者の絞り込み

- 対象者について、図表5に示すフェイスシートを作成することで、事業を実施するために必要な情報の整理を行い、参加予定者の絞り込みを行う。
- その際、ケースワーカー、保健師等の専門職の配置状況、予算等の実施体制を勘案しながら、対象者のフェイスシート項目の取捨選択を行った上で、改善すべき点として残した項目に基づき絞り込みを行う等、一定の基準に基づくことが望ましい。

※図表5のフェイスシートの項目は、あくまで例示であり、各実施機関の事業方針等に応じて取捨選択すべきであり、全てを網羅する必要はない。

図表4 健康管理支援事業対象者・参加予定者の抽出イメージ（健康課題として糖尿病を挙げた場合の一例）



図表5 フェイスシートの項目例

- (ア) 例示であり、目的に応じて取捨選択すべきであり、全てを網羅する必要はない。
- (イ) 保護開始時または他のプログラム等などすでに得られている項目があると想定

されるため、目安として以下の A～C の種別を示す

- A: 保護の開始、実施に係る基本情報
- B: 他のプログラム等すでに把握されている可能性のある情報
- C: 健康管理支援事業で収集する情報

種別	具体的な項目	記載事項・選択肢例
記録	記入日	日付
	記入者	氏名、所属
	回答者	本人・家族( )・成年後見人・施設等職員・その他( )
	同席者	家族( )・成年後見人・施設等職員・その他( )
本人	A 被保護者	ケース番号、氏名、性別、生年月日、年齢、住所、生活保護歴
	C 身体測定	重・身長・腹囲
家族	A 世帯区分	高齢者・母子・傷病者・障害者・その他
	A 世帯構成者	氏名、続柄、年齢
	A 同居者	氏名、続柄、年齢
	A/C 家族関係図	※詳細に記載し、キーパーソンを明示する。
	C 家族役割分担	家事担当、料理担当、金銭管理担当、健康管理担当など
医療	A/C 医科の受療状況	病名、医療機関名、薬局名、最終受診日 認知症の状況 なし・疑い・診断あり（軽症・中等症・重症） 精神疾患の有無、病名 その他の主な既往歴（ ）
	A/C 歯科の受療状況	歯科医療機関名、歯科治療・口腔衛生（う蝕、歯周病、義歯等）の状況等
	A/C 生活習慣病受診歴	傷病名、医療機関名、期間
	A/C かかりつけ医	医療機関名、医師氏名
	C 病状の理解	生活習慣病を中心とした疾病に対する理解度
	C 服薬管理	指示どおり服薬できている・あまりできていない・できない・不明
	A/C 健診受診状況	受診歴（最終受診日）
	A/C 健診結果	<良好・要指導・要精密検査・要医療・経過観察等>の判定
	A/C 保健指導状況	指導歴、指導後の受診状況
	A 障害者手帳	身体( )級、療育( )級、精神( )級
福祉・介護	A 自立支援医療	利用の有無
	A 障害者総合支援法による福祉サービス	障害支援区分( ) サービス内容( )
	A 要介護・要支援認定	要介護(1、2、3、4、5) 要支援(1、2)
	A 介護支援内容	( )
	C 一般介護予防事業利用の有無と内容	( )

生活習慣	C	喫煙習慣	( )本/日を( )年継続
	C	飲酒習慣	1回量、頻度、迎え酒、誰と飲むか、トラブル等 依存症の状況 なし・疑い・診断あり
	C	運動習慣	運動の種類、頻度、強度
	C	歩行習慣	平均( )歩/日、早歩き( )分/日
	C	食事習慣	自炊中心・外食中心(種類: 頻度: )
	C	食志向	(塩辛いもの・甘いもの)を好む
	C	入浴習慣	(自立・介助が必要) ( )回/週
	C	外出	手段: (徒歩・車椅子・自家用車・自動二輪) 公共交通機関を一人で利用(できる・できない) 頻度: ( )回/週 主な外出先: ( )
	C	睡眠リズム	( )時間/日 ( )時起床 ( )時就寝 (早寝早起き・昼夜逆転・不規則)
	C	1日の過ごし方	( )例: 日中は主に家事
	C	洗濯頻度	毎日・( )回/週・( )回/月
	C	買い物	できる・介助があればできる・できない
	C	服装	きちんとしている・ややだらしない・不潔である
	C	手洗い・うがい	励行している・時々する・全くしない
	B	金銭管理	できる・できない・( )が管理している
	C	余暇時間の過ごし方	( )
	C	趣味	( )
	C	趣味を通した社会活動	あり(月に○回参加)・なし
	C	レクリエーション	自発的に参加・消極的だが参加・参加の意思なし
	B	ギャンブル等(パチンコ・パチスロを含む)	行う・行わない 行う場合、ギャンブル等へのめり込みがうかがえるか否か
生活環境	A	住居の種類	自宅・アパート・マンション・その他( )
	B	居宅の状態	衛生状態および整備状況( ) (不潔やため込み・散らかりによる生活への支障の状況や備品が壊れたままになっている等の状況)
	C	家の中の移動	自立している・歩行器を使用・一部人の介助が必要・全介助
	C	台所の/有無	自室内に有り・共同で使用・なし
	C	トイレ	自室内に有り・共同で使用
	C	風呂・シャワー	自室内に有り・共同で使用・なし
就労	A	現在の就労状況	有り(職種: 期間: )・就労していない
	A	過去の就労経験	職種( )、期間( )
	A	就労の希望	有り(職種: )・希望なし(理由: )
	C	ボランティアへの参加	経験(あり: )・なし 希望(あり: )・なし
コミュ	C	周囲の者との助け合い	心配事や愚痴を聞いてくれる人の有無( ) 心配事や愚痴を聞いてあげる人の有無( ) 病気で数日寝込んだときに、看病や世話をしてくれ

ニ ケ 一 シ ヨ ン 等		る人の有無（ ） 看病や世話をあげる人の有無（ ） 子育てについて相談する人や場所の有無（ ）
	C 困った時の対処方法	人に相談できる・相談したくても相談できない・ケースワーカーには相談する・すべて自分で解決しようとする
	C 意思伝達に対する認識等	自分の言いたいことを相手に伝えることができる 伝えても誤解されることが多い ほとんど理解してもらえない 日本語が母国語でない等の理由で日本語によるコミュニケーションに困難・不安を感じる
	C 友人・知人と会う頻度	週（ ）回、月（ ）回、年（ ）回、ほとんどない
	C 必要なときに介護・福祉サービス等を受けること	受けられる・受けたいが困難を感じる・受けことを拒否 <困難と感じる理由> ・時間の都合がつかない・受けるのが面倒 ・受けるのが怖い・サービス等への不信や疑問 ・サービス等を提供する機関が近くにない ・経済的な負担を感じる ・窓口やサービス等を提供する機関の都合（予約がとれないなど） ・その他（ ） <受けることを拒否している場合の理由・状況等> ( )
	C 必要なときに医療機関を受診すること	受診できる・受診したいが困難を感じる・受診を拒否 <困難と感じる理由> ・時間の都合がつかない・行くのが面倒 ・行くのが怖い・医療機関等や医療への不信・疑問 ・医療機関が近くにない ・経済的な負担を感じる ・医療機関の都合（予約がとれないなど） ・その他（ ） <受診を拒否している場合の理由・状況等> ( )

#### iv. 目標・評価指標の設定

- 事業実施後に事業評価を行い、改善につなげていくため、目標と評価指標を設定する。目標には中長期的な目標、毎年度の事業により達成を目指す目標を設定し、評価指標もそれぞれに設定する。
- 評価指標は、ストラクチャー（構造）、プロセス（過程）、アウトプット（事業実施量）、アウトカム（結果）の観点から設定する。また、評価に活用する予定のデータも設定しておく。
- 目標・評価指標の設定にあたっては、事業開始後の評価指標を事業開始前の

指標と比較することに加え、事業に参加した者と事業に参加しなかった者と比較することも考えられる。

#### <ストラクチャー（構造）評価>

- ・ 健康管理支援を実施するための仕組みや体制が整っていたか、適切な資源を活用していたかの観点から評価する。

#### <プロセス（過程）評価>

- ・ 事業の目的や目標の達成に向けた過程（手順）が適切であったかの観点から評価する。

#### <アウトプット（事業実施量）評価>

- ・ 計画した事業が実施できたかの観点から評価する

#### <アウトカム（結果）評価>

- ・ 目的とした成果が出たか（被保護者全体の健康状態が改善したか、医療費適正化の効果があったか等）の観点から評価する。

図表6 評価指標の例

	評価項目	評価指標例	活用データ例
S	事業実施体制	・専門知識を持った職員、その他の職員の配置状況、予算規模	事業データ
S	連携体制	・連携会議の開催状況 ・社会資源の活用状況	事業データ
P	対象者の選定	・対象者の選定方法	事業データ
P	生活習慣改善支援	・支援方法	事業データ
Op	健診受診状況	・健診受診率	保健部局のデータ
Op	支援実施状況	・個別支援実施率 ・他の社会資源へ紹介し、実際にサービスを受けた件数	事業データ 他部局のデータ
Oc	健康・生活状態改善	・個別支援計画の振り返りにて「やや改善」「改善」となった者の割合 ・参加予定者等において心配事や愚痴を聞いてくれる者がいると回答した者の割合 ・参加予定者等において地域活動等の社会参加がある者の割合 ・参加予定者等において医療機関受診を困難と感じている者の割合 ・介入対象とした傷病の重症化率	事業データ 事業データ（フェイシート等）  レセプトデータ
Oc	医療費適正化効果	生活習慣病関連の医療費の変化	レセプトデータ

S：ストラクチャー評価 P：プロセス評価 Op：アウトプット評価 Oc：アウトカム評価

#### V. 支援内容の検討

- 対象者である被保護者に対してのアプローチ方法（個別・集団）、個別支援計画作成の有無、期間、頻度、使用ツール、評価（個別支援についてのふりかえり）等について検討する。

- 特に取組方策ウ～オについては個別支援計画の作成が基本となると考えられるが、アおよびイについても必要に応じて個別支援計画の作成を検討する。1人の被保護者に対して複数の取組方針の個別支援を組み合わせた計画を策定することも検討する。
- 個別支援を実施する場合については、次項で概説する個別支援計画を支援対象者とともに作成するための様式等のツールの検討も行う。

### ③ 事業実施

- 「②事業企画」で検討した支援内容に沿って事業を実施する。以下に、個別支援計画に関する留意点を記載する。
- 個別支援の参加予定者のうち、本人の同意が得られた者を参加者とする。
- 事業企画で策定した個別支援計画のツールや様式に沿い、計画を立てる。計画作成の担当者は、別添3に例示する個別支援計画のひな形等のツールを用いて本人と面談を行う。その際は生活習慣等について実施できていないことに注目するのではなく、可能な限り被保護者の希望に注目して計画を立てていくことが重要である。ただし、保健指導上必要な事項については、本人と話し合った上で盛り込む必要がある。なお、別添3は支援対象者と共有するための様式を例示したものであるが、福祉事務所側には、個々の面談記録や、必要に応じて健康関連のデータの推移等を記載するための様式等のツールも用意する必要がある。
- 一定期間経過後には、被保護者による取組や支援についての進捗を把握するためにふりかえり（評価）を実施する。ふりかえりについても被保護者とともにを行い、課題や改善策案について検討する。
- なお、個別支援計画は、画一的な内容ではなく、可能な限り、個々の特性や状況を考慮に入れた実施内容にすること。

### ④ 事業評価

- あらかじめ設定した評価指標に沿って、事業評価を行う。
- 事業全体の評価においては、第三者の視点も加えた評価が行われることが望ましい。その際、新たな会議体を立ち上げるかわりに、既存の関係者連携会議の場を活用することは、地域の関係者の連携強化にも繋がる有効な手法である。

### ⑤ 事業報告

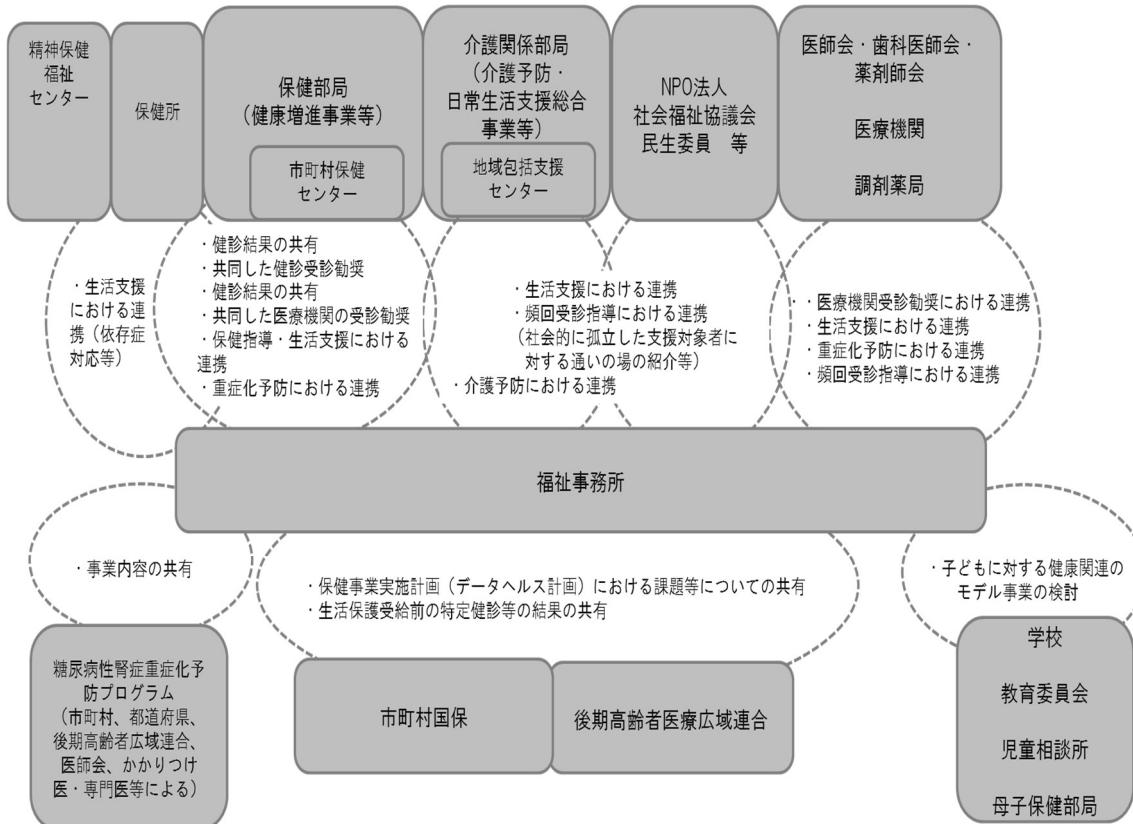
- 毎年度、事業終了後に、各福祉事務所は、事業の実施結果を厚生労働省に報告する。別添の様式1が事業全体についての内容、様式2は個々の取組方針についての内容であり、例えばA健診受診勧奨とイ医療機関受診勧奨を実施した場合には様式1を1枚、様式2を2枚提出すること。

### 3. 実施体制について

#### (1) 行政内部の他部局や社会資源との連携体制の構築等

- 福祉事務所は、被保護者に対する健康管理支援事業の実施主体として、主体的に被保護者の健康課題の解決に向け、社会資源を活用しながら対処することが必要である。
- 福祉事務所においては、保健師等の職員や外部委託先より派遣される職員を活用するなどして、専門知識を持った者が現状・健康課題の把握および事業の企画段階から関わるような体制を整えることが望ましい。なお、保健部局や国保関連部局等において、健康づくりや保健におけるデータヘルス等を実施している経験があることからこれらの部局における専門知識を持った者の活用も望ましく、人事当局と調整する等、経験のある専門職員の配置についても積極的に検討されたい。
- また、被保護者が活用可能な社会資源の担当部署・機関等については事業企画段階から共同して取り組んでいくことが重要である。被保護者が対象となる社会資源についても、そのノウハウや課題設定が参考になることから、情報共有において連携体制を構築する必要がある。福祉事務所においては、被保護者をこれら社会資源につなげられるよう、個々の被保護者に合った個別支援計画を策定し、総合調整を行うことが重要である（図表7）。
- 総合調整にあたっては、既に各自治体において取り組まれている多職種協働による会議体（地域ケア会議等）への参加や連携強化により、地域資源の開拓や個別支援の効果的な実施が可能となることも考えられる。
- 被保護者の抱える課題は複雑で多岐にわたり、支援の関係者についても多方面に及ぶため、これらを全て一度に充足することは困難である。このため、地域資源や関係者の連携状況、福祉事務所の体制、健康課題の共有状況などを踏まえ、まずは、取り組みやすい範囲や資源の整った部分から着手し、そこから取組の範囲を広げるという発想も必要となる。
- 個々の取組について限られた資源を有効に活用して、エビデンスを踏まえたより効果の高い取組の手法を検討し、その取組を促進することが必要である。
- なお、事業を実施する中で、困りごとがあれば、行政内部の他部局にとどまらず都道府県の担当部局や近隣の福祉事務所等とも相談してみることも検討する。

図表7 連携体制構築のイメージ例



## (2) 外部委託について

<外部委託の基本的な考え方>

- 健康管理支援事業の実施に当たっては、福祉事務所内の人材や能力だけでなく、外部の民間事業者を含めた地域資源を有効に活用することが必要であるが、実施する事業の趣旨や目的、生活保護行政における位置づけを自ら明確にし、外部委託する業務の範囲や考え方を保持することが必要である。
- 外部委託先の決定にあたっては、事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる者を選定する必要がある。
- また、事業開始後も委託事業の実施状況について、定期的なカンファレンスを実施するなどして、モニタリングし、必要に応じて改善を図ることが必要である。

<留意事項>

- 外部委託先の選定にあたっては、対象者の抽出、同行受診、データ分析、保健指導、および各種資料作成（保健指導を行う際のツールの作成等）といった専門性のある知識・技術を要する業務を、地域の特性を踏まえながら遂行する能力・職員体制等の体制が担保されるよう、外部委託先を選定する方法を工夫し、契約においては福祉事務所が求める仕様を具体的に外部委託先と共有すること。

- 事業計画の策定及び個別支援計画の作成については、福祉事務所が主体的に作成すべきであり、すべてを外部委託（所謂「丸投げ」）してはならない。
- 福祉事務所が個別支援計画を作成する際には、外部委託先の実施可能な支援策に限ることなく、利用者目線に立ち、地域において利用できる社会資源も活用した個別支援計画を作成すること。
- 委託後も、事業方針や個別支援計画に沿って事業が実施されているかを定期的（毎月又個別支援計画に定められた短期的な目標のふりかえりの際等）に報告させて確認するとともに、必要に応じて事業方針や個別支援計画の見直しを行うなど、司令塔としての役割を果たすこと。
- 委託契約の終了時には、委託した事業者から提出された事業の結果報告以外に、支援を受けた者からの直接的な評価や専門的知識を有する者の意見を聞くなど、複数の観点を評価に取り入れること。
- 現時点では、外部委託を受託している事業者は限定されているが、当該事業が保険におけるデータヘルスを参考にしていることから、これらを実施している事業者（多くは保険者）には、実施のノウハウがあることに留意し、できる限り多くの事業者が競合する環境を作ることが望ましいこと。

### （3）個人情報の取扱い

- 被保護者健康管理支援事業の実施に伴う個人情報の利用に当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）、各自治体の個人情報の保護に関する条例の規定等（以下「個人情報関係法令等」という。）に基づき適正な取扱いが求められている。個人情報の取扱いに当たっては、特に以下の点について留意されたい。

#### ＜福祉事務所が個人情報の提供を受ける場合＞

- 各自治体の個人情報の保護に関する条例において別段の定めがある場合を除くほか、福祉事務所が医療扶助の内容について、主治医等から聴取する場合については、医療扶助が福祉事務所から指定医療機関に委託して行われるものであることから、被保護者本人の同意を求める必要はない。
- そのほか、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）別表第一の 3 項 10 の項に規定する市町村保健部局の実施する健康診査（健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）及び健康増進法施行規則（平成 15 年厚生労働省令第 86 号）第 4 条の 2 第 4 号に規定する健康診査をいう。）、市町村が実施する特定健康診査（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 18 条第 1 項に定める特定健康診査をいう。）、後期高齢者医療広域連合が実施する健康診査（高齢者の医療の確保に関する法律第 125 条第 1 項に定める健康診査をいう。）等に関する情報については、生活保護法第 29 条第 1 項の規定に基づき、福祉事務所が当

該情報を保有する市町村等に情報の提供を求めることができ、情報の提供を求められた市長村の長等は、同条第2項の規定に基づき、速やかに当該情報を記載し、若しくは記録した書類を閲覧させ、又は資料の提供を行うものとされている。

- なお、生活保護法別表第一各号に規定されていない情報（被保護者が自らの費用負担で受けた健康診断・検診や人間ドック、若年者検診等）を関係機関から聴取する際には、各関係機関における個別の個人情報の取扱いにより、本人の同意を得る等の適正な取扱いが必要となる場合がある。

<福祉事務所から個人情報を提供する場合>

- 被保護者健康管理支援事業で得られた情報を市町村保健部局等に提供する場合については、各自治体の個人情報の保護に関する条例に基づき適正な取扱いが必要である。

<事業を委託する場合>

- 業務を受託する者に個人情報を提供する場合は、契約や覚書において、提供する個人情報の範囲や目的等を定め、守秘義務を課す※などの方法で適正に実施する必要がある。
- ※ 令和3年1月より改正生活保護法の一部が施行され、同法に基づく健康管理支援事業が実施される際には、事務の委託を受けた者等はその委託を受けた事務に関して知り得た秘密について守秘義務が課せられこととなるが、それ以前においても契約や覚書において同様の義務を課すなどの方法で適正に実施すること。

## 健康管理支援事業 事業報告

### 様式1 事業報告（事業全体）

福祉事務所名	
担当者名	
連絡先	

事業名称	
計画期間	

※ 個別事業毎に期間が異なる場合は空欄とする

#### ○現状の把握についての概要

既存事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成〇年から保健部局と連携して健康増進事業による健康診査の未受診者（40歳以上）に対し健診受診勧奨を実施。</li> </ul>
主な健康・医療等に関する情報（出典）	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療費内訳を分析。糖尿病にかかる医療費が〇%</li> <li>糖尿病治療中の者が〇人（医療扶助レセプト）</li> <li>糖尿病治療中断者が〇人（医療扶助レセプト）</li> <li>医療・健診のいずれも受診していない者〇人（医療扶助レセプト及び保健部局データ）</li> </ul>
主な社会資源	<p>被保護者が利用可能な資源</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保健部局が実施する糖尿病に関する集団健康教育（40～64歳）</li> <li>介護部局が実施する栄養指導（65歳-）</li> </ul> <p>利用不可だが情報共有が有効な資源</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>糖尿病腎症重症化予防プログラム</li> <li>後期高齢者医療広域連合が実施する低栄養防止・重症化予防等の推進に係る事業</li> </ul>

#### ○抽出課題とそれに対する対応

※ 課題1につき「様式2 事業報告（個別事業）」を記載のこと。今年度は対応する個別事業を実施していない場合は「対応」欄にその旨記載（例：平成〇年以降に××実施を検討）

課題	対応
健康状態が不明である者が多い	ケースワーカーによる訪問を実施し、健診を受けない理由や生活状況を調査するとともに健診受診勧奨を実施
生活習慣病の治療中断者が多い	医療機関受診勧奨を実施

#### ○事業実施における連携体制

※ ここでは、被保護者に関する情報のやりとりを綿密にしたり、協働したり役割分担したりして支援を行うことを前提に、計画策定時から関わりを持っている機関をチェックしてください。

※ ボランティア団体・民間団体・民間企業については様式2の「事業の実施体制」に具体名などの詳細も記載して下さい。

市町村保健部局		市町村保健センター	
都道府県保健部局		保健所	
市町村介護担当部局		地域包括支援センター	
精神保健福祉センター			
医師会		歯科医師会	
薬剤師会		医療機関	
調剤薬局			
市町村国保		後期高齢者医療広域連合	
社会福祉協議会		民生委員児童委員協議会	
ボランティア団体・民間団体		民間企業	
学教		教育委員会	
児童相談所		母子保健部局	
その他		(その他にチェックを入れた場合は機関等の具体名を記入下さい。)	

#### ○連携会議の開催

有無	既存の会議/健康管理支援に特化した会議	会議名
有	既存の会議	〇〇連携推進協議会

#### ○事業全体の今後の展望

・今年度実施した個別事業を継続するとともに、今年度の聞き取り調査で判明した健康状態をもとに、来年度以降生活支援を実施
・連携機関を充実させる

## 健康管理支援事業 事業報告

## 様式2 事業報告（個別事業）

福祉事務所名	
担当者名	
連絡先	
取組方針	イ医療機関受診勧奨
事業名称	○○事業
計画期間	平成30年度～平成32年度
関連する既存事業	なし
健康課題	糖尿病が医療費の〇%を占めているところ、糖尿病治療中断者が〇人と多い（医療扶助レセプト）

## ○事業の実施体制

事業に係る福祉事務所の体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>担当ケースワーカーが事業について説明、参加同意を取得</li> <li>支援員（保健師資格所有者）が付き添い受診を実施</li> </ul>
連携機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>糖尿病重症化プログラム担当部局（ノウハウの聴取）</li> <li>保健担当部局（保健指導が必要な者の紹介）</li> </ul>
委託の有無及び事業者	有 ○○○○
委託内容	保健師資格所有者による受診の際の被保護者への付き添い

## ○事業内容

事業方針	糖尿病治療中断者に対し、病院への受診勧奨を実施する
対象者の抽出	医療扶助レセプトから過去に糖尿病の治療歴があるものの、過去1年間医療機関を受診していない者を抽出（〇人）
参加予定者の絞り込み	予算・人員等を考慮し、今年度は40～74歳でかつ過去救急受診をしていた者をより緊急性が高い可能性があるとし、参加予定者として抽出。本人に口頭同意を経て〇人を参加者として決定。
支援内容	医療機関の予約及び受診を支援（支援員が病院に同行）。特に保健指導が必要である者については保健部局につなぐよう手配を行った。

## ○評価指標・目標及び実績

評価体制	来年度より有識者会議を立ち上げ予定だが、今年度は部局内による自己評価	
評価項目・評価指標・目標	達成状況	
ストラクチャー評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>糖尿病腎症重症化予防プログラムと連携できたか</li> <li>保健部局と連携できたか</li> <li>必要な非常勤職員を雇用できたか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>糖尿病腎症重症化プログラム担当者からそのノウハウを聴取するなど連携体制を作った</li> <li>保健部局には医師から特に生活上の注意が必要である者の紹介を行うなど連携した</li> <li>〇月より非常勤職員として保健師を雇用</li> </ul>
プロセス評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象者の抽出基準は適切であったか。</li> <li>対象者に対する個別支援は適切であったか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>抽出基準は糖尿病性腎症重症化予防プログラムに準じて設定し適切に運用した</li> <li>個別支援は非常勤の保健師が行った。初年度であり被保護者からのフィードバックを得るなどさらなる評価が必要</li> </ul>
アウトプット評価	対象者の〇%が医療機関を受診し、半年後も医療機関受診を継続	対象者の〇%が医療機関を受診、うち〇%が半年後も再診となった
アウトカム評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>個別支援計画の振り返りにおける「やや改善した」「改善した」の者の割合が〇%以上</li> <li>糖尿病による透析移行割合〇%減</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「やや改善した」以上の者が〇%</li> <li>データなし（平成32年以降に把握予定）</li> </ul>

## ○事業実施にあたっての課題

付き添い支援を委託るのは初回であったため、委託先の選定・委託内容の検討に時間を要した。
---

別添3 個別支援計画ひな型例（記載例1、病院受診勧奨対象者）

個別支援計画（被保護者と作成する計画の様式例）

記入日	
氏名	
生年月日	

○ 希望する暮らし

- ・夜寝て、朝起きている
- ・おいしい食事を食べる
- ・足のしびれを悪化させず、散歩を快適にする

○ 希望する暮らしのために変えていきたいこと（課題）

- ・夜不眠のため生活リズムがバラバラで日中寝ていることが多い。
- ・そのため、糖尿病治療を受けたことがあるが病院を受診できず治療を中断。足のしびれから転倒し、救急外来を受診したことがある（病院では糖尿病の悪化を指摘される）。
- ・食事はほとんどカップ麺

○ 希望する暮らしのためにやってみたいこと（目標）

- ・簡単な料理を作れるようになる。
- ・病院通院を再開する。夜の不眠を相談する。

○ ふだん接する身の回りの人など

- ・一人暮らし。月に数回娘が食事を持ってくる。
- ・ケースワーカー、娘以外にはほとんど接する人はない。

○ 支援計画及び進捗

予定するアクション・フォロー		関係機関・関係者	進捗状況確認		
時期	内容		時期	状況	振り返り
10月	初回訪問、面談	福祉事務所非常勤保健師、ケースワーカー	10月	○日に自宅にて面談を実施	希望する暮らしやかえていきたいことを確認。全体の計画を立てることができた。
11月中	保健師と病院を受診する	福祉事務所非常勤保健師	11月	○日に病院を受診	糖尿病治療薬が処方。予約の確認方法が分かった。睡眠薬も処方。
適宜	次回予約時に受診。受診したか否か保健師もしくはケースワーカーから電話確認。受診できなければ予約の取得援助。	福祉事務所非常勤保健師またはケースワーカー	1月		夜以前より眠れるようになり、当日起きられた。糖尿病の薬もほぼ服用している。
年内	料理教室に参加する	NPO法人〇〇	1月	11月の料理教室は不参加	めんどうに感じ、参加しなかった。次回娘に付き添ってもらうことを考える。

○ 全体の振り返り

時期	3月	
振り返り	改善できたこと	・夜、以前よりよく眠れる様になった ・病院の予約確認方法が分かり、通院を再開できた。服薬も続いている。
	つなげられた社会資源	・医療機関（通院を再開）
	次に改善していきたいこと	・食事面
暮らしの変化（自己評価）	良くなった	やや良くなつた

暮らしの変化（事業担当者）	良くなつた	やや良くなつた	やや悪くなつた	悪くなつた
自己評価と異なる評価とした場合はその理由				

※ 福祉事務所側の支援計画書等とともに別紙において記載・保存することを想定

## 別添3 個別支援計画ひな型例（記載例2、頻回受診指導及び同行受診対象者）

## 個別支援計画（被保護者と作成する計画の様式例）

記入日	
氏名	
生年月日	

## ○ 希望する暮らし

- ・病気のことを心配せずに安心して過ごす

## ○ 希望する暮らしのために変えていきたいこと（課題）

- ・薬を飲み忘れてしまうこと
- ・そのことでとても心配になり、薬を飲み忘れた時に限らず、頻繁に病院に行ってしまうこと
- ・話し相手がいないこと

## ○ 希望する暮らしのためにやってみたいこと（目標）

- ・薬を飲み忘れないようにする
- ・話し相手となる様な知人をつくる、そうしたことが可能となる場に出かける

## ○ ふだん接する身の回りの人など

- ・一人暮らし、友人はここ数年で連絡をとらなくなってしまった

## ○ 支援計画及び進捗

時期	内容	関係機関・関係者	進捗状況確認		
			時期	状況	振り返り
10月	初回訪問、面談	福祉事務所非常勤保健師、ケースワーカー	10月	○日に自宅にて面談を実施	現在持っている不安感を一緒に確認。今後の支援計画を立てた。薬の管理のためには、服薬カレンダーを使用してみることとした。
11月中	次回病院受診時に保健師が同行。不安な点と一緒に医師に聞く。	福祉事務所非常勤保健師またはケースワーカー	11月	11月○日に病院を受診	病気は安定しており、大きな心配はないことを保健師と一緒に確認できた。
12月	保健師より介護予防のための通いの場の紹介を受ける	福祉事務所非常勤保健師	12月末	数回通いの場に参加	通いの場に数回行ってみた。体操をしたり話をしたりと気分転換になった。
1月	次回受診日が決まったら、その数日前に保健師等が電話。前回受診時から病院にかかつたことがあるかを確認。	福祉事務所非常勤保健師またはケースワーカー	1月	○日、2月の受診を前に、ケースワーカーより電話。	薬の飲み忘れが減り、不安感が減った。通いの場への参加は続けている。まだ病院へは予約外の受診はしていない

## ○ 全体の振り返り

時期	3月	
振り返り	改善できしたこと つなげられた社会資源 次に改善していきたいこと 暮らしの変化（自己評価）	・薬の飲み忘れが減り、不安感が減った。 ・通いの場へ行き、体操や話をする時間ができた。 ・病院へ予約外で行くことが減った。 ・介護予防施策（通いの場） 通いの場で少し手伝いができることがないか相談してみたい 良くなつた やや良くなつた やや悪くなつた 悪くなつた
	暮らしの変化（事業担当者）	良くなつた やや良くなつた やや悪くなつた 悪くなつた
	自己評価と異なる評価とした場合はその理由	

※ 福祉事務所側の支援計画書等とともに別紙において記載・保存することを想定

## 参考

### 自治体における取り組み事例

#### ① 対象者の選定（事例）

- ・医療扶助レセプトと健診データを対象者の選定に利用し、特定保健指導に準じた保健指導対象者および、保健指導の対象ではないが、血糖、脂質、血圧のいずれかで異常がある者を対象としている。
- ・健診データから国保と同様の階層化基準に基づいて候補者を抽出し、レセプトデータと突合した上で、糖尿病、高血圧症または脂質異常症の治療に係る薬剤を服用している人を除外することで、非服薬者、未受診者等の最終的な支援対象者を選んでいる。
- ・前年度の福祉健診結果で HbA1c の数値が 5.6% を超える人を抽出し、医療機関受診の有無、自立支援医療利用の有無をレセプトで確認した上で、同意の得られた人を支援対象者としている。
- ・医療扶助レセプト、健診データ等を対象者の選定に利用して、高血圧、脂質異常、高血糖等の状態にもかかわらず医療機関未受診、もしくは治療中断中の人口および健診未受診者等を抽出し、同意の得られた人を支援対象者としている。

#### ② 事業実施（事例）

##### （健康受診勧奨）

- ・生活習慣病の治療を受けていない、直近 1 年で健康診査を受けていない条件に当てはまり、かつ生活状況等から健診の受診が可能と判断される人に健診受診案内のチラシを渡し、受診を勧奨している。
- ・毎年度の当初に各福祉事務所から、健診の対象となる人全員に健診受診券を送付し、同時に委託した保健師等が対象者に対し、訪問や電話を通じて受診の勧奨をしている。

##### （医療機関受診勧奨）

- ・健診結果や過去の医療機関受診で治療が必要と判断されたにもかかわらず医療機関を受診していない、あるいは治療中断している人を委託保健師等が訪問し、医療機関受診の必要性について説明を行っている。
- ・一人で 医療機関へ行くのが困難な人、予約のできない人には保健師等が 同行受診や予約の代行をしている。

##### （保健指導・生活支援）

- ・委託保健師等が個別の「保健指導プログラム」を策定し、訪問等を通じて食事、喫煙、運動、睡眠等について指導を行っている。
- ・看護師の訪問時に毎日の献立表を提出してもらって内容を分析し、栄養士の協力も得ながら摂取すべきカロリーや野菜等について助言している。
- ・医療機関で治療を受けている場合は連携体制を確立しており、保健師等、ケースワーカーが本人とともに 主治医を訪問して治療方針・服薬内容等を確認した上で指導内容を決めている。

#### (頻回受診指導)

- ・頻回受診について指導が必要とされた人について、必ず保健師等が同行して主治医訪問を行っている。
- ・重複服薬・併用禁忌薬が処方された者等の受診状況・処方状況に問題のあるものに対して、看護師等が指導方針を作成し、それをもとにケースワーカーが適正な受診となるよう指導を行っている。

### ③ 評価指標の設定・事業評価（事例）

#### (アウトプット指標)

【健診受診勧奨】全世帯への案内文書の送付人数、電話等による勧奨人数、医療機関等関係機関への協力依頼文書の送付数

【医療機関受診勧奨】健診結果「要医療」で適切な治療に繋がっていない者への医療受診の勧奨人数

【保健指導・生活支援】健診結果「要指導」で動機づけ・積極的支援該当者への啓発媒体の送付数、健診結果「要指導」で積極的支援該当者への個別支援人数

【保健指導・生活支援】糖尿病患者への啓発媒体の送付人数、糖尿病患者で重症化リスクが高まっている者への個別支援人数

【頻回受診指導】指導対象人数 など

#### (アウトカム指標)

【健診受診勧奨】健診受診者数、健診受診率

【医療機関受診勧奨】健診結果が「要医療」者の治療率

【保健指導・生活支援重症化予防】個別支援対象者における検査数値や生活習慣等の改善率、糖尿病を起因とする新規透析導入者数、「要指導」の者における「要医療」の状態への移行率 など

#### (事業評価方法)

- ・評価結果を全福祉事務所の医療介護扶助担当者、健康管理支援員、保健部局の職員（保健師を含む）で構成されている健康管理支援担当者会議で共有し、福祉事務所にフィードバック。
- ・管内の連携機関、団体との連絡協議会を年数回開催し、保健所の参加を得て事業評価を行っている。

### ④ 実施体制等（事例）

#### (人員配置)

- ・各区に保健師と栄養士が配属され、さらに一部の区に健診の受診勧奨担当として保健師（派遣職）を配置している。
- ・人材派遣により看護師資格の保有者である「健康管理支援員」を専従で配置している。
- ・管理栄養士や健康管理支援員(PSW：精神科ソーシャルワーカー)を配置している。

(他機関との連携)

- ・精神病院、障害者担当課（精神支援）、子ども家庭支援センター、高齢介護担当課と連携、健康課（精神支援以外）と連携
- ・保健所、地域包括支援センター、医療機関、調剤薬局、社会福祉協議会、子ども家庭支援センター、民生委員・児童委員、学校スクールソーシャルワーカー、教育委員会、民間企業と連携

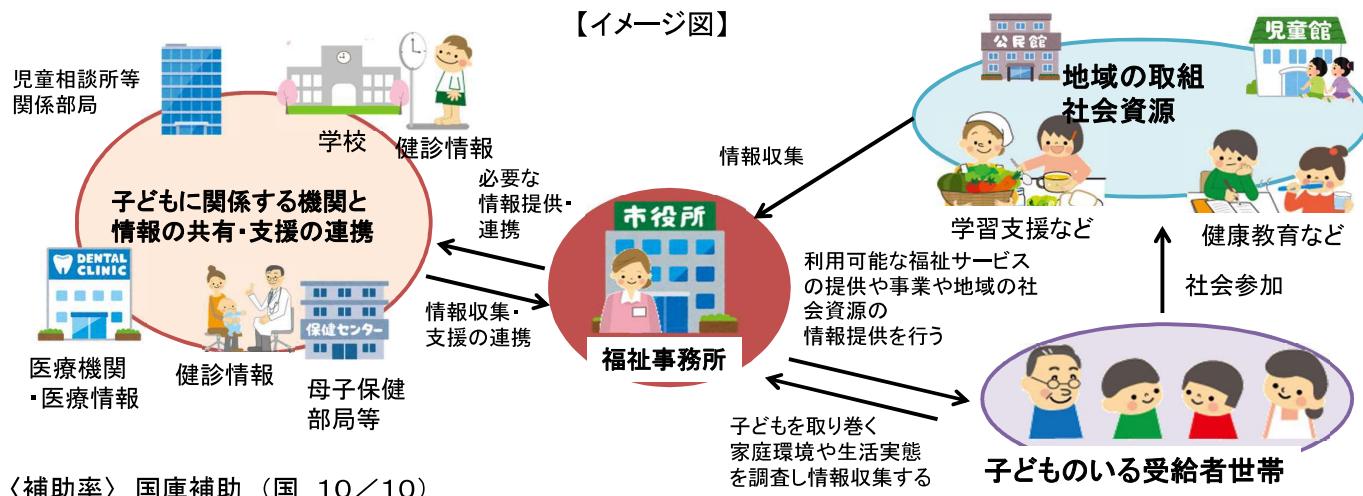
(外部委託)

- ・保健師による保健指導、レセプトデータから疾病別医療費分析、健康診査データとレセプトデータから健診異常値放置者等指導対象者の抽出等を委託。
- ・データ分析について、大学や教育センターに委託。
- ・レセプトによる医療費等分析、各種リストの作成、治療中断者および健診異常値放置者への電話勧奨を委託

## 子どもとその養育者に対する健康生活支援モデル事業

(創設年度：平成30年度)

- いくつかの調査などから、経済的な暮らし向きにゆとりのない家庭の子どもは、適切な食習慣や運動習慣、生活習慣が確立されておらず、虫歯や肥満など健康への影響が出ていることが明らかになってきた。
- 生活保護受給世帯の子どもの自立を助長し、不健康な生活習慣・食習慣の連鎖を断ち切るためにには、受給世帯の子どもやその養育者に対し、子どものころから健全な生活習慣の確立や健康の増進を目的とした支援を行うことが望まれる。
- このため、福祉事務所が主体となって、生活保護受給世帯の子どもとその養育者に対する健康生活の支援を行うモデル事業を実施する。
- 全国で数カ所、モデル的に行う事業を助成し、好事例について国へ報告いただき、標準化と将来の全国展開を目指す。



## 薬局と連携した薬学的管理・指導の強化等

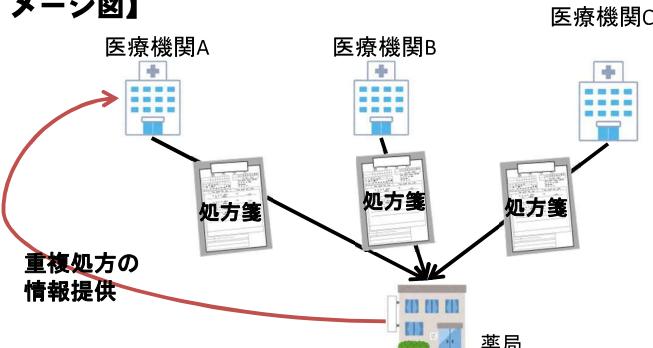
### 【趣旨】

- 平成29年度より、被保護者が処方せんを持参する薬局をできる限り一ヵ所にし、本人の状況に応じて、薬局において薬学的管理・指導を実施するとともに、薬剤師が重複処方等について医師に情報提供を行う事業を実施。
- 令和元年度より、生活保護受給者が、医療機関の受診及び調剤薬局の利用の際に、1冊に限定したお薬手帳を持参することで、併用禁忌薬の処方防止や薬局における重複処方の確認を行うモデル事業を実施。
- こうした取組みにより、医療機関は重複調剤の適正化や、併用禁忌薬をチェックを行うことができ、被保護者の健康管理に寄与するとともに、医療扶助費の適正化効果も見込まれる。

### 【薬局を一箇所にする事業の実施方法】

- 受給者の希望も参考としつつ、対象者1人につき薬局を1ヵ所選定
- 薬局において、薬学的管理・指導を実施 また、必要に応じて、医療機関へ重複処方等の情報提供を実施
- 福祉事務所は、重複処方等が確認された者に対し適正受診指導を行う。

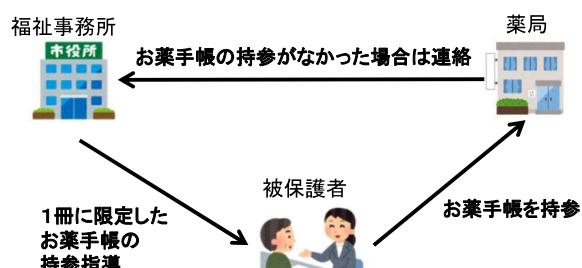
### 【イメージ図】



### 【お薬手帳を活用した事業の実施方法】

- 福祉事務所は、受給者に対して、1冊に限定したお薬手帳を持参するよう指導
- 薬局において、こうしたお薬手帳を持参していない場合は、その旨を福祉事務所に連絡
- 福祉事務所は、ステッカーが貼付されたお薬手帳を持参しなかった生活保護受給者に対して、持参するように指導。重複調剤が確認された者に対しては適正受診指導を行う。

### 【イメージ図】



(1) 生活保護法による医療扶助人員、医療扶助費の年次推移

被保険人実員A	被保護者総数B (再掲)	医療扶助人員				医療扶助率 B/A %	総額 億円	生活保護費のうち医療扶助費占める割合 %
		入院	精神(再掲)	入院外	精神(再掲)			
平成7年度	882,229	679,826	126,555	123,924	64,399	555,903	62,156	77.1
平成8年度	887,450	695,075	131,592	124,794	64,117	570,281	67,475	78.3
平成9年度	905,589	715,662	135,681	126,530	64,212	589,132	71,469	79.0
平成10年度	946,983	753,366	141,798	130,358	64,743	623,008	77,055	79.6
平成11年度	1,004,472	803,855	148,286	134,043	65,122	669,812	83,164	80.0
平成12年度	1,072,241	864,231	155,852	132,751	64,913	731,480	90,939	80.6
平成13年度	1,148,088	928,527	163,149	134,956	64,900	793,572	98,249	80.9
平成14年度	1,242,723	1,002,886	172,619	135,197	64,608	867,689	108,011	80.7
平成15年度	1,344,327	1,082,648	183,139	132,578	63,708	950,070	119,431	80.5
平成16年度	1,423,388	1,154,521	195,400	132,285	63,193	1,022,236	132,207	81.1
平成17年度	1,475,838	1,207,814	204,600	131,104	62,479	1,076,710	142,121	81.8
平成18年度	1,513,892	1,226,233	97,650	130,487	59,239	1,095,746	38,411	81.0
平成19年度	1,543,321	1,248,145	95,028	125,900	57,687	1,122,245	37,341	80.9
平成20年度	1,592,620	1,281,838	95,433	123,279	56,513	1,158,558	38,920	80.5
平成21年度	1,763,572	1,406,456	98,651	125,820	56,090	1,280,636	42,561	79.8
平成22年度	1,952,063	1,553,662	102,973	129,805	55,841	1,423,857	47,132	79.6
平成23年度	2,067,244	1,657,093	107,539	129,362	55,154	1,527,731	52,385	80.2
平成24年度	2,135,708	1,716,158	110,543	126,595	54,391	1,589,563	56,152	80.4
平成25年度	2,161,612	1,745,615	113,339	123,648	53,105	1,621,967	60,234	80.8
平成26年度	2,165,895	1,763,406	114,765	118,136	50,982	1,645,270	63,783	81.4
平成27年度	2,163,685	1,775,997	116,729	116,279	49,358	1,659,718	67,371	82.1
平成28年度	2,145,438	1,769,544	117,939	113,974	48,427	1,655,570	69,512	82.5
平成29年度	2,124,631	1,765,043	118,253	112,463	47,495	1,652,580	70,758	83.1
平成30年度	2,096,838	1,751,443	119,881	111,127	46,775	1,640,316	73,106	83.5
								49.4

資料：被保護者調査（平成23年度までは福祉行政報告例）、生活保護費等国庫負担金事業実績報告

(2) 都道府県・指定都市・中核市別医療扶助人員（入院・入院外）

自治体名	被保護実人員	医療扶助人員		
		総数	入院	入院外
全 国	2 048 675	1 712 384	105 872	1 606 512
北 海 道	59 941	53 074	4 921	48 153
青 森 県	16 329	14 321	633	13 688
岩 手 県	8 183	7 103	653	6 450
宮 城 県	11 097	9 107	640	8 467
秋 田 県	8 380	7 068	415	6 653
山 形 県	5 709	4 737	397	4 340
福 島 県	6 543	5 366	374	4 992
茨 城 県	22 988	19 310	1 850	17 460
栃 木 県	11 813	9 983	746	9 237
群 馬 県	7 319	6 376	416	5 960
埼 玉 県	57 110	46 132	3 068	43 064
千 葉 県	52 488	43 942	2 823	41 119
東 京 都	272 625	231 613	13 955	217 658
神 奈 川 県	35 361	28 909	1 700	27 209
新 潟 県	8 773	6 826	433	6 393
富 山 県	1 583	1 228	137	1 091
石 川 県	2 984	2 433	191	2 242
福 井 県	1 589	1 307	122	1 185
山 梨 県	4 154	3 259	303	2 956
長 野 県	7 718	6 417	408	6 009
岐 阜 県	5 448	4 570	346	4 224
静 岡 県	15 270	12 842	1 056	11 786
愛 知 県	22 526	18 564	1 154	17 410
三 重 県	15 664	12 671	888	11 783
滋 賀 県	7 001	6 035	464	5 571
京 都 府	13 642	11 298	579	10 719
大 阪 府	52 691	45 479	2 418	43 061
兵 庫 県	17 929	15 414	1 081	14 333
奈 良 県	11 667	10 009	591	9 418
和 歌 山 県	5 765	5 088	383	4 705
鳥 取 県	3 847	3 160	176	2 984
島 根 県	2 886	2 332	161	2 171
岡 山 県	4 217	3 595	294	3 301
広 島 県	7 190	6 149	566	5 583
山 口 県	10 127	8 790	800	7 990
徳 島 県	12 899	11 350	947	10 403
香 川 県	3 996	3 420	283	3 137
愛 媛 県	8 998	8 072	621	7 451
高 知 県	6 895	6 100	605	5 495
福 岡 県	49 811	43 934	3 477	40 457
佐 賀 県	7 701	6 960	580	6 380
長 崎 県	9 805	8 214	706	7 508
熊 本 県	9 297	7 764	719	7 045
大 分 県	10 808	9 517	973	8 544
宮 崎 県	8 999	7 670	761	6 909
鹿 児 島 県	14 806	12 435	1 566	10 869
沖 縄 県	25 115	20 285	1 760	18 525

自治体名	被保護実人員	医療扶助人員		
		総数	入院	入院外
指定都市(別掲)		0		
札幌市	71 459	60 429	3 591	56 838
仙台市	18 319	15 469	587	14 882
さいたま市	19 625	17 441	725	16 716
千葉市	21 104	15 194	587	14 607
横浜市	68 994	61 826	3 039	58 787
川崎市	29 892	23 942	1 114	22 828
相模原市	13 812	12 143	491	11 652
新潟市	11 815	9 295	627	8 668
静岡市	9 370	6 962	299	6 663
浜松市	7 112	5 432	234	5 198
名古屋市	47 333	35 084	1 799	33 285
京都府	41 936	31 834	1 931	29 903
大阪市	134 501	110 496	4 624	105 872
堺市	24 850	20 944	1 223	19 721
神戸市	44 122	36 455	1 594	34 861
岡山市	12 775	11 539	597	10 942
広島市	23 790	17 363	642	16 721
北九州市	22 634	20 156	1 901	18 255
福岡市	42 446	35 918	1 993	33 925
熊本市	15 062	11 912	828	11 084
中核市(別掲)		0		
旭川市	12 210	10 678	486	10 192
函館市	11 503	10 088	596	9 492
青森市	8 324	7 310	383	6 927
八戸市	4 204	3 933	422	3 511
盛岡市	4 610	4 238	234	4 004
秋田市	5 267	4 530	360	4 170
山形市	2 179	2 031	117	1 914
郡山市	3 306	3 041	225	2 816
いわき市	4 268	3 710	367	3 343
福島市	3 099	2 211	122	2 089
水戸市	5 208	3 407	130	3 277
宇都宮市	8 276	6 946	419	6 527
前橋市	4 141	3 757	148	3 609
高崎市	3 436	3 159	168	2 991
川越市	4 434	3 174	244	2 930
越谷市	4 362	4 064	141	3 923
川口市	11 572	8 275	345	7 930
船橋市	9 066	7 029	323	6 706
柏市	4 777	3 993	214	3 779
八王子市	9 413	6 761	587	6 174
横須賀市	5 290	4 448	167	4 281
富山市	2 254	1 838	181	1 657
金沢市	4 048	3 301	295	3 006
福井市	2 573	2 038	128	1 910
甲府市	2 824	1 968	120	1 848
長野市	3 284	2 332	234	2 098
岐阜市	6 135	5 185	190	4 995
豊橋市	2 066	1 747	122	1 625
豊田市	2 411	1 783	145	1 638
岡崎市	2 155	1 499	97	1 402
大津市	3 920	3 438	165	3 273
高槻市	5 737	4 853	269	4 584
東大阪市	17 728	14 172	553	13 619
豊中市	9 672	8 191	453	7 738
枚方市	7 521	5 524	231	5 293
八尾市	7 759	6 939	221	6 718
寝屋川市	7 186	6 540	287	6 253
吹田市	5 621	5 443	192	5 251
姫路市	8 256	6 661	407	6 254
西宮市	7 801	6 628	331	6 297
尼崎市	17 444	15 555	694	14 861
明石市	5 097	3 513	263	3 250
奈良市	7 180	5 498	210	5 288
和歌山市	8 935	7 313	373	6 940
鳥取市	2 820	2 116	100	2 016
松江市	2 651	1 987	100	1 887
倉敷市	7 087	6 313	390	5 923
福山市	6 064	5 055	215	4 840
呉市	3 424	2 867	239	2 628
下関市	3 844	3 207	236	2 971
高松市	6 254	5 723	354	5 369
松山市	11 487	10 039	467	9 572
高知市	11 127	9 485	565	8 920
久留米市	6 569	5 554	380	5 174
長崎市	12 161	9 760	645	9 115
佐世保市	5 043	4 425	403	4 022
大分市	8 449	7 192	575	6 617
宮崎市	8 510	7 565	384	7 181
鹿児島市	14 846	13 526	1 071	12 455
那覇市	13 149	8 766	823	7 943

資料：被保護者調査（令和2年11月分速報値）

(3) 長期入院患者の実態把握の状況

(令和元年度)

区 分	① 書へた 類入患者 検院者 計百数 総數十 日を超 え	② ①調 整の うを行 つた 医も との 意見	③ ②るさ れの入 院た 結果の 医必要 扶助が 助にい よと	④ ③のうち措置状況								② /①の 割合	③ /②の 割合	⑤ /③の 割合				
				退院又は移替え等				その他										
				小 計	地域への移替		他法への移替		核感 染症 予防 法 規 ～結	精神 祉 保 健	そ の 他							
					居 住 保 護	施 設 入 所												
北海道	2,601	656	12	7	4	3	0	0	0	0	5	25.2	1.8	41.7				
青森県	295	169	12	8	2	4	0	0	2	4	57.3	7.1	33.3					
岩手県	237	202	20	6	1	3	0	0	2	14	85.2	9.9	70.0					
宮城県	276	222	8	6	2	0	0	0	4	2	80.4	3.6	25.0					
秋田県	226	150	9	9	6	3	0	0	0	0	66.4	6.0	0.0					
山形県	146	83	11	7	3	1	0	0	3	4	56.8	13.3	36.4					
福島県	172	129	26	12	2	8	0	0	2	14	75.0	20.2	53.8					
茨城県	964	870	88	26	6	6	0	0	14	62	90.2	10.1	70.5					
栃木県	487	178	0	0	0	0	0	0	0	0	36.6	0.0	—					
群馬県	238	24	1	1	0	1	0	0	0	0	10.1	4.2	0.0					
埼玉県	1,322	715	28	18	4	11	0	0	3	10	54.1	3.9	35.7					
千葉県	1,347	870	72	21	3	7	0	0	11	51	64.6	8.3	70.8					
東京都	6,370	2,919	684	644	128	222	0	0	294	40	45.8	23.4	5.8					
神奈川県	978	661	104	44	16	13	0	0	15	60	67.6	15.7	57.7					
新潟県	177	105	12	11	2	6	0	0	3	1	59.3	11.4	8.3					
富山県	71	52	11	8	0	1	0	0	7	3	73.2	21.2	27.3					
石川県	132	17	7	5	1	3	0	0	1	2	12.9	41.2	28.6					
福井県	55	36	6	3	1	1	0	0	1	3	65.5	16.7	50.0					
山梨県	146	57	5	5	2	1	0	0	2	0	39.0	8.8	0.0					
長野県	136	118	30	21	9	11	0	0	1	9	86.8	25.4	30.0					
岐阜県	136	77	1	1	0	0	0	0	1	0	56.6	1.3	0.0					
静岡県	432	216	6	4	1	2	0	0	1	2	50.0	2.8	33.3					
愛知県	500	163	17	10	4	4	0	0	2	7	32.6	10.4	41.2					
三重県	528	341	18	15	3	10	0	2	0	3	64.6	5.3	16.7					
滋賀県	135	78	0	0	0	0	0	0	0	0	57.8	0.0	—					
京都府	321	239	6	6	2	3	0	1	0	0	74.5	2.5	0.0					
大阪府	1,427	500	95	69	21	15	0	0	33	26	35.0	19.0	27.4					
兵庫県	695	576	121	101	28	35	0	0	38	20	82.9	21.0	16.5					
奈良県	239	133	10	10	2	1	0	0	7	0	55.6	7.5	0.0					
和歌山县	155	117	2	2	1	1	0	0	0	0	75.5	1.7	0.0					
鳥取県	68	40	12	4	1	2	0	0	1	8	58.8	30.0	66.7					
島根県	118	10	0	0	0	0	0	0	0	0	8.5	0.0	—					
岡山県	168	45	0	0	0	0	0	0	0	0	26.8	0.0	—					
広島県	290	289	8	8	1	5	0	0	2	0	99.7	2.8	0.0					
山口県	508	163	24	21	5	6	0	0	10	3	32.1	14.7	12.5					
徳島県	652	241	14	7	1	3	0	0	3	7	37.0	5.8	50.0					
香川県	159	87	0	0	0	0	0	0	0	0	54.7	0.0	—					
愛媛県	264	197	2	0	0	0	0	0	0	2	74.6	1.0	100.0					
高知県	328	121	2	0	0	0	0	0	0	2	36.9	1.7	100.0					
福岡県	1,977	1,369	207	133	62	41	0	2	28	74	69.2	15.1	35.7					
佐賀県	482	235	69	49	14	23	0	0	12	20	48.8	29.4	29.0					
長崎県	445	270	22	11	2	5	0	0	4	11	60.7	8.1	50.0					
熊本県	502	322	38	28	4	10	0	0	14	10	64.1	11.8	26.3					
大分県	557	154	1	0	0	0	0	0	0	1	27.6	0.6	100.0					
宮崎県	455	284	10	7	5	2	0	0	0	3	62.4	3.5	30.0					
鹿児島県	808	509	39	22	6	13	0	2	1	17	63.0	7.7	43.6					
沖縄県	852	547	130	111	29	28	0	18	36	19	64.2	23.8	14.6					

区 分	① 書へた 類入院者 計百数 総八 数十 日を 超え	② ①調 の整 うを 行 主つ 治たも のと 意見	③ ②るさ の入れ 結院た 果の者 必 療扶助な いよと	④ ⑤のうち措置状況								⑤ ③患 者の うち未 措置の 数	② /① の割 合	③ /② の割 合	⑤ /③ の割 合					
				退院又は移替等																
				小 計	地域への移替		他法への移替		そ の 他											
					居 住 保 護	施 設 入 所	核 感 染 係 る 予 防 法 ～ 結	精 福 祉 保 法 健												
札幌市	1,402	92	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6.6	0.0	—						
仙台市	260	209	9	9	4	5	0	0	0	0	0	80.4	4.3	0.0						
さいたま市	289	5	1	1	1	0	0	0	0	0	0	1.7	20.0	0.0						
千葉市	262	121	24	18	9	6	0	1	2	6	46.2	19.8	25.0							
横浜市	925	643	136	102	28	57	1	10	6	34	69.5	21.2	25.0							
川崎市	606	478	55	54	7	5	0	0	42	1	78.9	11.5	1.8							
相模原市	303	303	108	101	33	10	0	0	58	7	100.0	35.6	6.5							
新潟市	264	4	4	4	0	1	0	2	1	0	1.5	100.0	0.0							
静岡市	192	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0.5	0.0	—							
浜松市	76	57	0	0	0	0	0	0	0	0	75.0	0.0	—							
名古屋市	655	382	258	193	65	63	0	0	65	65	58.3	67.5	25.2							
京都市	834	379	89	71	41	30	0	0	0	18	45.4	23.5	20.2							
大阪市	2,845	1,830	159	92	29	12	0	2	49	67	64.3	8.7	42.1							
堺市	598	567	35	30	10	20	0	0	0	5	94.8	6.2	14.3							
神戸市	929	756	162	139	41	53	0	0	45	23	81.4	21.4	14.2							
岡山市	321	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	—	—							
広島市	475	407	25	24	9	9	0	0	6	1	85.7	6.1	4.0							
北九州市	1,012	991	157	146	31	73	0	0	42	11	97.9	15.8	7.0							
福岡市	972	311	26	25	12	13	0	0	0	1	32.0	8.4	3.8							
熊本市	566	489	25	25	7	13	0	3	2	0	86.4	5.1	0.0							
旭川市	297	55	6	2	0	0	0	0	2	4	18.5	10.9	66.7							
函館市	97	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	—	—							
青森市	88	6	1	1	1	0	0	0	0	0	6.8	16.7	0.0							
八戸市	98	98	10	10	6	2	0	0	2	0	100.0	10.2	0.0							
盛岡市	94	81	4	0	0	0	0	0	0	4	86.2	4.9	100.0							
秋田市	191	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0.5	0.0	—							
山形市	55	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	—	—							
郡山市	180	16	15	15	4	5	0	0	6	0	8.9	93.8	—							
いわき市	174	174	10	10	7	3	0	0	0	0	0	100.0	5.7	0.0						
福島市	105	105	0	0	0	0	0	0	0	0	0	100.0	0.0	—						
水戸市																				
宇都宮市	413	282	22	12	11	1	0	0	0	10	68.3	7.8	45.5							
前橋市	68	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1.5	0.0	—							
高崎市	73	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	—	—							
川越市	90	5	1	1	0	1	0	0	0	0	5.6	20.0	0.0							
越谷市	94	7	0	0	0	0	0	0	0	0	7.4	0.0	—							
川口市	165	0	8	0	0	0	0	0	0	8	0.0	—	—							
船橋市	187	30	0	0	0	0	0	0	0	0	16.0	0.0	—							
柏市	107	107	0	0	0	0	0	0	0	0	100.0	0.0	—							
八王子市	434	25	7	6	2	0	0	0	4	1	5.8	28.0	14.3							
横須賀市	91	91	7	7	4	3	0	0	0	0	100.0	7.7	0.0							
富士市	65	9	3	2	1	1	0	0	0	1	13.8	33.3	33.3							
金沢市	195	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	—	—							
福井市	59	59	22	8	0	2	0	0	6	14	100.0	37.3	63.6							
甲府市	84	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	—	—							
長野市	86	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	—	—							
岐阜市	63	63	0	0	0	0	0	0	0	0	100.0	0.0	—							
豊橋市	159	44	0	0	0	0	0	0	0	27.7	0.0	—	—							
豊田市	60	60	2	2	1	1	0	0	0	0	100.0	3.3	0.0							
岡崎市	58	58	3	3	0	0	0	3	0	0	100.0	5.2	0.0							
大津市	76	76	23	23	5	5	0	0	13	0	100.0	30.3	0.0							
高槻市	72	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	—	—							
東大阪市	282	151	30	19	9	9	0	0	1	11	53.5	19.9	36.7							
豊中市	344	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	—	—							
枚方市	141	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	—	—							
八尾市	63	3	0	0	0	0	0	0	0	4.8	0.0	—	—							
寝屋川市	117	22	20	20	10	1	0	0	9	0	18.8	90.9	0.0							
吹田市																				
姫路市	162	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0.6	0.0	—							
西宮市	185	66	39	6	6	0	0	0	0	33	35.7	59.1	84.6							
尼崎市	303	271	92	46	11	30	1	0	4	46	89.4	33.9	50.0							
明石市	182	39	9	9	1	5	0	0	3	0	21.4	23.1	0.0							
奈良市	99	8	8	8	1	1	0	0	6	0	8.1	100.0	0.0							
和歌山市	170	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0.6	0.0	—							
鳥取市	43	15	3	3	0	0	0	0	3	0	34.9	20.0	0.0							
松江市	51	39	1	1	0	1	0	0	0	0	76.5	2.6	0.0							
倉敷市	179	67	14	10	1	2	0	0	7	4	37.4	20.9	28.6							
福山市	88	26	2	2	2	0	0	0	0	0	29.5	7.7	0.0							
吳市	106	106	0	0	0	0	0	0	0	0	100.0	0.0	—							
下関市	94	94	0	0	0	0	0	0	0	0	100.0	0.0	—							
高松市	180	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	—	—							
松山市	176	0	0	0	0	0	0	0	0	0	100.0	0.0	—							
高知市	403	212	33	13	5	8	0	0	0	20	52.6	15.6	60.6							
久留米市	162	161	13	8	1	4	0	3	0	5	99.4	8.1	38.5							
長崎市	391	234	1	1	0	0	0	0	0	0	59.8	0.4	0.0							
佐世保市	649	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	—	—							
大分市	729	255	3	0	0	0	0	0	0	3	35.0	1.2	100.0							
宮崎市	220	91	22	11	7	2	0	0	2	11	41.4	24.2	50.0							
鹿児島市	500	477	18	18	4	11	0	1	2	0	95.4	3.8	0.0							
那覇市	344	67	37	16	9	1	0	0	6	21	19.5	55.2	56.8							
計	53,804	27,616	3,762	2,808	821	983	2	50	952	954	51.3	13.6	25.4							

資料：保護課調

(4) 頻回受診者に対する適正受診指導結果について（令和元年度）

	受診状況把握対象者数	事前嘱託医協議の結果指導対象外となった者		主治医訪問等の結果指導対象外となった者		やむを得ない理由（※）により指導が実施できない者		指導対象者数		指導実施者数				改善者数割合 G/E	
		うち筋骨格系・結合組織 A	人数 B	うち筋骨格系・結合組織 C	人数 D	うち筋骨格系・結合組織 E=A-B-C-D	人数 F	うち筋骨格系・結合組織 G	うち筋骨格系・結合組織 H	うち筋骨格系・結合組織 I	うち筋骨格系・結合組織 J	うち改善された者			
北海道	100	39	61	20	14	3	10	4	15	12	15	11	9	73.3%	
青森県	31	13	1	0	15	6	3	1	12	6	10	6	7	4	58.3%
岩手県	2	2	0	0	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0.0%
宮城県	15	2	3	1	0	0	0	0	12	1	12	1	2	1	16.7%
秋田県	13	7	3	1	2	0	4	3	4	3	2	2	1	1	25.0%
山形県	9	7	8	6	0	0	0	0	1	1	1	1	0	0	0.0%
福島県	14	11	1	1	2	0	2	1	9	9	9	9	6	6	66.7%
茨城県	71	38	8	3	34	27	8	2	21	6	11	5	10	5	47.6%
栃木県	29	5	17	4	3	1	2	0	7	0	7	0	2	0	28.6%
群馬県	19	12	13	9	2	2	0	0	4	1	4	1	3	1	75.0%
埼玉県	247	141	170	90	33	25	10	7	34	19	31	16	21	9	61.8%
千葉県	112	73	55	33	8	5	1	0	48	35	48	35	19	14	39.6%
東京都	1,716	988	887	472	219	139	171	66	439	311	425	302	235	173	53.5%
神奈川県	77	59	11	4	45	34	5	5	16	16	16	16	7	7	43.8%
新潟県	5	3	3	2	1	1	0	0	1	0	1	0	1	0	100.0%
富山県	2	2	0	0	1	1	0	0	1	1	1	1	1	1	100.0%
石川県	5	2	4	2	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0.0%
福井県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
山梨県	8	5	0	0	0	0	1	0	7	5	5	4	4	4	57.1%
長野県	11	7	6	6	0	0	1	1	4	0	4	0	3	0	75.0%
岐阜県	20	3	10	0	1	0	1	0	8	3	8	3	4	1	50.0%
静岡県	31	20	14	4	3	3	1	0	13	13	13	13	6	6	46.2%
愛知県	92	40	72	32	3	1	3	1	14	6	14	6	11	3	78.6%
三重県	32	30	21	20	3	3	3	3	5	4	4	4	4	4	80.0%
滋賀県	5	4	0	0	1	1	0	0	4	3	2	2	1	1	25.0%
京都府	84	59	33	21	20	17	18	13	13	8	13	8	5	4	38.5%
大阪府	418	225	277	134	26	16	15	6	100	69	99	68	71	51	71.0%
兵庫県	59	31	21	13	4	4	4	2	30	12	21	7	16	7	53.3%
奈良県	68	50	57	44	4	3	1	1	6	2	6	2	1	0	16.7%
和歌山县	59	41	39	30	9	7	1	0	10	4	8	2	1	1	10.0%
鳥取県	4	1	2	0	0	0	0	0	2	1	2	1	2	1	100.0%
島根県	8	6	5	4	0	0	2	2	1	0	1	0	1	0	100.0%
岡山県	3	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
広島県	53	21	29	17	7	1	8	1	9	2	9	2	3	0	33.3%
山口県	138	113	86	71	44	35	0	0	8	7	8	7	4	3	50.0%
徳島県	87	14	67	13	13	0	1	0	6	1	6	1	5	0	83.3%
香川県	25	13	10	4	11	6	0	0	4	3	4	3	3	2	75.0%
愛媛県	70	19	46	13	0	0	2	0	22	6	22	6	13	6	59.1%
高知県	40	19	2	1	17	5	4	2	17	11	17	11	15	10	88.2%
福岡県	376	178	136	75	69	34	16	4	155	65	149	61	113	53	72.9%
佐賀県	59	42	12	1	35	34	1	0	11	7	10	7	7	5	63.6%
長崎県	35	23	24	15	7	7	2	1	2	0	2	0	1	0	50.0%
熊本県	19	8	7	4	2	1	4	1	6	2	6	2	6	2	100.0%
大分県	25	15	22	12	0	0	0	0	3	3	3	3	1	1	33.3%
宮崎県	25	11	17	8	4	0	1	1	3	2	3	2	1	1	33.3%
鹿児島県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
沖縄県	37	5	27	2	4	1	0	0	6	2	6	2	2	1	33.3%

	受診状況把握対象者数		事前嘱託医協議の結果指導対象外となった者		主治医訪問等の結果指導対象外となった者		やむを得ない理由(※)により指導が実施できない者		指導対象者数		指導実施者数		改善率割合 G/E		
	A	うち筋骨格系・結合組織	人数 B	うち筋骨格系・結合組織	人数 C	うち筋骨格系・結合組織	人数 D	うち筋骨格系・結合組織	E=A-B-C-D	人数 F	うち筋骨格系・結合組織	人数 G	うち筋骨格系・結合組織		
札幌市	39	7	14	1	14	3	1	0	10	3	10	3	7	3	70.0%
仙台市	47	36	9	4	4	2	2	1	32	29	18	15	12	10	37.5%
さいたま市	66	60	28	25	13	11	14	13	11	11	11	9	9	9	81.8%
千葉市	80	51	8	5	14	12	19	6	39	28	27	21	22	17	56.4%
横浜市	549	371	419	273	69	58	20	10	41	30	41	30	29	19	70.7%
川崎市	127	105	56	41	13	12	21	19	37	33	33	29	25	22	67.6%
相模原市	43	32	4	0	13	11	2	1	24	20	24	20	14	12	58.3%
新潟市	20	18	3	2	1	0	1	1	15	15	13	13	9	9	60.0%
静岡市	49	28	30	14	0	0	3	0	16	14	16	14	10	10	62.5%
浜松市	17	6	11	0	3	3	0	0	3	3	3	3	2	2	66.7%
名古屋市	500	205	411	166	17	4	18	12	54	23	50	20	39	17	72.2%
京都都市	211	141	132	96	51	32	6	1	22	12	22	12	11	7	50.0%
大阪市	2,040	1,010	409	217	807	347	134	50	690	396	316	178	138	81	20.0%
堺市	113	60	42	9	9	6	11	8	51	37	48	34	28	21	54.9%
神戸市	534	377	182	128	212	150	44	21	96	78	96	78	33	29	34.4%
岡山市	76	30	69	30	4	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0.0%
広島市	408	237	202	138	99	52	40	11	67	36	32	17	7	5	10.4%
北九州市	105	79	28	19	20	15	12	8	45	37	45	37	39	31	86.7%
福岡市	305	175	14	2	238	155	25	8	28	10	28	10	21	6	75.0%
熊本市	31	0	16	0	2	0	3	0	10	0	10	0	9	0	90.0%
旭川市	15	10	5	3	3	2	3	1	4	4	4	4	3	3	75.0%
函館市	30	10	15	3	4	4	4	2	7	1	7	1	7	1	100.0%
青森市	45	29	44	28	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1	100.0%
八戸市	14	14	6	6	0	0	0	0	8	8	8	8	7	7	87.5%
盛岡市	13	13	13	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
秋田市	13	8	0	0	13	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
山形市	10	2	10	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
郡山市	3	1	1	0	1	0	0	0	1	1	1	1	1	1	100.0%
いわき市	16	15	14	13	0	0	0	0	2	2	2	2	2	2	100.0%
福島市	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1	0	100.0%
水戸市	33	27	33	27	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
宇都宮市	44	27	33	27	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
前橋市	4	4	1	1	2	2	0	0	1	1	1	1	1	1	100.0%
高崎市	22	18	22	18	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
川越市	22	16	22	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
越谷市	18	7	3	0	11	4	0	0	4	3	4	3	4	3	100.0%
川口市	48	39	44	35	1	1	0	0	3	3	3	3	2	2	66.7%
船橋市	24	15	11	8	0	0	0	0	13	7	13	7	8	4	61.5%
柏市	10	9	0	0	0	0	0	0	10	9	10	9	7	6	70.0%
八王子市	47	36	20	10	0	0	0	0	27	26	27	26	12	11	44.4%
横須賀市	19	16	19	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
富山市	7	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
金沢市	20	14	18	14	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
福井市	3	1	0	0	1	1	0	0	2	0	2	0	2	0	100.0%
甲府市	13	0	0	0	8	0	0	0	5	0	5	0	5	0	100.0%
長野市	12	11	12	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
岐阜市	54	23	25	10	5	3	1	0	23	10	23	10	12	5	52.2%
豊橋市	3	0	2	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1	0	100.0%
豊田市	19	10	0	0	13	8	5	1	1	1	1	1	1	1	100.0%
岡崎市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
大津市	28	21	10	5	12	11	0	0	6	5	6	5	1	1	16.7%
高槻市	44	32	8	6	0	0	0	0	36	26	36	26	28	20	77.8%
東大阪市	263	102	253	97	5	2	1	1	4	2	4	2	1	1	25.0%
豊中市	40	32	2	0	22	17	0	0	16	15	16	15	12	11	75.0%
枚方市	122	101	122	101	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
八尾市	173	117	129	80	38	32	2	2	4	3	4	3	2	2	50.0%
寝屋川市	38	28	13	11	18	11	0	0	7	6	7	6	5	4	71.4%
吹田市	38	18	27	9	2	0	1	1	8	8	6	6	5	5	62.5%
姫路市	73	57	6	6	12	9	2	2	53	40	40	31	32	25	60.4%
西宮市	34	13	21	8	4	1	2	1	7	3	7	3	6	2	85.7%
明石市	41	31	26	20	2	1	0	0	13	10	13	10	6	4	46.2%
奈良市	60	41	13	3	0	0	0	0	47	38	45	37	32	26	68.1%
和歌山市	70	9	1	0	3	1	18	0	48	8	47	8	35	8	72.9%
鳥取市	5	2	0	0	4	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
松江市	5	3	5	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
倉敷市	56	30	46	21	3	2	0	0	7	7	7	7	5	5	71.4%
福山市	21	13	0	0	7	3	0	0	14	10	14	10	13	9	92.9%
吳市	302	56	183	0	119	56	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
下関市	36	31	31	26	3	3	0	0	2	2	2	2	1	1	50.0%
高松市	119	94	103	87	9	7	7	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
松山市	86	63	16	12	68	49	2	2	0	0	0	0	0	0	0.0%
高知市	43	0	2	0	12	0	5	0	24	0	24	0	11	0	45.8%
久留米市	33	21	28	19	2	1	0	0	3	1	3	1	3	1	100.0%
長崎市	279	141	277	141	1	0	1	0	0	5	5	5	5	5	100.0%
佐世保市	36	18	22	5	9	8	0	0	0	5	5	5	5	5	100.0%
大分市	35	25	5	2	11	8	14	11	5	4	5	4	1	1	20.0%
宮崎市	89	64	15	2	49	39	8	7	17	16	13	12	9	8	52.9%
鹿児島市	312	14	309	13	1	1	0	0	2	0	2	0	1	0	50.0%
那覇市	16	14	0	0	11	9	0	0	5	5	5	5	3	3	60.0%
合計	12,753	6,974	6,396	3,273	2,761	1,602	761	329	2,835	1,770	2,307	1,453	1,388	898	48.96%

資料：保健課調査

(5) 令和元年度向精神薬の重複処方の改善状況

地方自治体名	①適切な受診であった者 (人)	不適切な受診であった者 (人)			合計
		②被保護者へ指導を行い、すでに改善した場合	③被保護者へ指導中の場合	④保護廃止等により指導するに至らなかった場合	
北海道	89	60	18	7	174
青森県	5	4	0	0	9
岩手県	0	1	0	0	1
宮城県	3	5	9	3	20
秋田県	5	7	3	0	15
山形県	4	2	0	1	7
福島県	0	1	4	0	5
茨城県	2	24	18	1	45
栃木県	7	5	6	4	22
群馬県	3	8	0	4	15
埼玉県	42	58	21	10	131
千葉県	32	26	13	7	78
東京都	112	286	90	47	535
神奈川県	9	15	8	1	33
新潟県	2	5	0	4	11
富山県	2	0	0	0	2
石川県	3	3	1	1	8
福井県	0	1	1	1	3
山梨県	3	7	0	1	11
長野県	0	1	1	0	2
岐阜県	0	2	1	1	4
静岡県	17	14	2	1	34
愛知県	16	18	3	3	40
三重県	5	4	12	3	24
滋賀県	14	4	8	0	26
京都府	4	21	4	4	33
大阪府	48	66	25	14	153
兵庫県	17	15	11	6	49
奈良県	10	19	10	7	46
和歌山县	2	3	7	3	15
鳥取県	1	0	2	0	3
島根県	0	1	0	0	1
岡山県	2	2	1	0	5
広島県	7	9	3	3	22
山口県	14	10	0	3	27
徳島県	3	16	9	2	30
香川県	5	4	8	0	17
愛媛県	4	15	4	2	25
高知県	10	7	3	3	23
福岡県	12	25	3	7	47
佐賀県	3	1	0	0	4
長崎県	4	2	0	1	7
熊本県	0	7	0	0	7
大分県	10	0	1	1	12
宮崎県	2	3	0	0	5
鹿児島県	1	3	0	0	4
沖縄県	7	10	2	1	20

## (5) 令和元年度向精神薬の重複処方の改善状況

地方自治体名	①適切な受診であった者(人)	不適切な受診であった者(人)			合計
		②被保護者へ指導を行いつつに改善した場合	③被保護者へ指導中の場合	④保護廃止等により指導するに至らなかつた場合	
札幌市	249	300	34	38	621
仙台市	3	6	5	3	17
さいたま市	41	30	4	0	75
千葉市	10	30	2	6	48
横浜市	143	62	10	15	230
川崎市	11	13	2	4	30
相模原市	1	16	8	3	28
新潟市	5	21	3	4	33
静岡市	1	2	1	0	4
浜松市	12	18	3	2	35
名古屋市	57	75	15	3	150
京都市	17	40	36	72	165
大阪市	276	148	166	173	763
堺市	0	49	9	2	60
神戸市	17	164	22	14	217
岡山市	11	76	1	11	99
広島市	0	7	21	4	32
北九州市	34	45	8	3	90
福岡市	2	9	3	9	23
熊本市	9	4	0	0	13
旭川市	17	17	0	1	35
函館市	0	2	2	0	4
青森市	1	1	0	1	3
八戸市	0	0	0	0	0
盛岡市	0	7	1	0	8
秋田市	1	0	1	0	2
山形市	1	4	0	1	6
郡山市	1	1	0	0	2
いわき市	5	2	0	0	7
福島市	2	1	2	1	6
水戸市					
宇都宮市	2	8	16	2	28
前橋市	4	0	0	0	4
高崎市	1	2	0	0	3
川越市	1	14	11	3	29
越谷市	0	2	0	0	2
川口市	1	2	2	0	5
船橋市	0	18	6	2	26
柏市	0	5	3	0	8
八王子市	48	11	0	1	60
横須賀市	2	1	0	0	3
富山市	0	0	0	1	1
金沢市	0	0	0	0	0
福井市	1	0	0	0	1
甲府市	1	13	0	2	16
長野市	3	0	2	0	5
岐阜市	9	6	3	2	20
豊橋市	0	2	0	0	2
豊田市	1	0	2	0	3
岡崎市	0	0	0	0	0
大津市	1	5	0	1	7
高槻市	3	5	1	0	9
東大阪市	18	29	34	15	96
豊中市	0	1	1	4	6
枚方市	0	0	0	0	0
八尾市	3	5	0	3	11
寝屋川市	1	1	0	2	4
吹田市					
姫路市	11	8	7	1	27
西宮市	3	5	3	1	12
尼崎市	22	27	13	45	107
明石市	0	3	0	2	5
奈良市	7	3	18	2	30
和歌山市	2	11	0	1	14
鳥取市	0	0	0	0	0
松江市	1	0	0	0	1
倉敷市	2	4	0	0	6
福山市	0	1	0	0	1
呉市	1	3	0	1	5
下関市	0	2	0	1	3
高松市	1	4	7	15	27
松山市	8	6	1	3	18
高知市	13	13	19	10	55
久留米市	7	4	0	1	12
長崎市	0	14	0	1	15
佐世保市	14	1	0	0	15
大分市	0	0	1	3	4
宮崎市	3	3	3	0	9
鹿児島市	76	72	3	13	164
那覇市	1	11	3	2	17
合 計	1,740	2,275	830	667	5,512

資料：保護課調

## (6) 頻回転院患者の実態把握調査（令和元年度）

区 分															(13) 数(11) のうち 未措置 の患者 件数	(14) 者見(6) のうち 未措置 を行主 治等な ど意 j			
	(12) (11) のうち措置状況																		
	退院又は移替等																		
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)								
	が者一書 あで九類 うふ十候 た日討 者で間紹 連数 そ統 のし 間で 2入 回院 以し 上て 軽い 院る か事 つ由	た発症 者と近 への a書院 十面院 b連に 十終つ cがい 前、 に院 な院 か事 つ由	さお討(2) れけのの たる結う 者入院ち 院の確 要の確 性の確 b必討う a候院医 が中等 のに切 遇の医 い明等 て療する らにさか よでさか よれるに た入書 ある書面 とに候	者院面(2) の候の b必討う a候院医 が中等 のに切 遇の医 い明等 て療する らにさか よでさか よれるに た入書	数(4) のうち 未措置 の患者	者う治る(2) 必医書の 要面う がく候ち ある候の と計病 さ結果等 された行 主よ	見(6) 調の 整う をち 行主 つ治 た医 者等と 意	者が機(7) 通の 切に結 でお果 あけ人 ると人 のされ た候療	とへ(7) さのの れ院果 者の他 の医 が候 あ機 る間	数(9) のうち 未措置 の患者	とよ(7) さるの れ入院 院果 者の必 要が扶 な助に	(12) (11) のうち措置状況	小計	居宅保護	施設入所	他法への 移替	その他		
	件数	件数		c (d + j)	d	e	f	g (h+i)	h		退院又は移替等	A							
北海道	114	63	63	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
青森県	12	7	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
岩手県	2	2	1	0	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0			
宮城県	6	5	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
秋田県	23	18	8	0	0	10	10	0	10	0	2	2	1	1	0	0			
山形県	10	1	0	0	0	1	1	0	0	0	1	1	0	0	0	0			
福島県	4	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
茨城県	53	22	11	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
栃木県	22	11	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
群馬県	17	6	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
埼玉県	40	12	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
千葉県	102	73	71	0	0	2	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0			
東京都	398	303	270	0	0	33	14	0	10	0	4	3	0	0	0	1			
神奈川県	41	21	11	0	0	10	10	0	9	0	1	1	0	1	0	0			
新潟県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
富山県	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
石川県	12	11	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
福井県	3	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
山梨県	3	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
長野県	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
岐阜県	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
静岡県	15	7	3	0	0	4	4	0	4	0	0	0	0	0	0	0			
愛知県	21	11	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
三重県	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
滋賀県	3	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
京都府	32	26	26	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
大阪府	185	109	108	0	0	1	1	0	0	0	1	1	0	1	0	0			
兵庫県	50	45	45	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
奈良県	5	5	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
和歌県	5	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
鳥取県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
島根県	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
岡山県	17	6	5	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1			
広島県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
山口県	33	26	26	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
徳島県	35	22	19	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
香川県	7	5	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
愛媛県	17	9	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
高知県	37	22	22	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
福岡県	187	120	116	0	0	4	3	0	3	0	0	0	0	0	0	1			
佐賀県	30	24	24	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
長崎県	33	22	21	0	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0			
熊本県	51	42	42	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
大分県	43	39	38	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1			
宮崎県	11	9	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
鹿児島県	28	14	13	0	0	1	1	0	0	0	1	1	0	0	0	0			
沖縄県	107	104	104	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
札幌市	193	162	162	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
仙台市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
さいたま市	5	5	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
千葉市	13	13	8	0	0	5	5	0	4	0	1	1	0	1	0	0			
横浜市	17	17	15	0	0	2	1	1	1	0	0	0	0	0	0	1			
川崎市	105	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
相模原市	30	30	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
新潟市	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
静岡市	30	12	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
浜松市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
名古屋市	254	40	36	0	0	4	4	0	0	0	4	4	2	2	0	0			
京都市	93	92	86	0	0	6	5	0	0	0	5	5	0	1	2	2			
大阪市	716	631	610	0	0	21	18	1	0	0	17	17	1	0	0	16			
堺市	46	46	39	0	0	7	7	5	0	0	2	2	0	2	0	0			
神戸市	16	8	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
岡山市	50	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
広島市	36	27	27	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
北九州市	110	70	70	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
福岡市	65	61	56	0	0	5	5	0	4	1	0	0	0	0	0	0			
熊本市	9	8	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			

資料：保護課調

(7) 介護扶助受給者の状況

介護扶助受給者総数	施設入所者総数	施設介護サービス受給者数				居宅介護サービス受給者数	介護予防人員	介護扶助費
		介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	地域密着型介護老人福祉施設			
平成12年度	66,832	13,809	3,174	5,269	5,366	-	53,023	143
平成13年度	84,463	18,003	5,683	6,655	5,665	-	66,460	222
平成14年度	105,964	22,680	8,043	8,010	6,627	-	83,285	291
平成15年度	127,164	26,640	10,216	9,226	7,198	-	100,524	358
平成16年度	147,239	29,213	12,158	9,967	7,088	-	118,027	419
平成17年度	164,093	31,875	13,981	10,936	6,958	-	132,218	470
平成18年度	172,214	34,437	15,498	12,462	6,477	-	127,964	9,812
平成19年度	184,258	36,597	16,884	13,350	6,238	125	109,064	38,597
平成20年度	195,576	37,644	18,002	13,944	5,607	91	110,951	46,981
平成21年度	209,735	39,048	19,201	14,553	5,188	106	120,468	50,220
平成22年度	228,235	40,238	20,097	15,172	4,848	121	134,089	53,909
平成23年度	248,100	40,770	20,645	15,491	4,482	151	149,559	57,772
平成24年度	269,793	41,898	21,442	15,952	4,202	303	164,392	63,503
平成25年度	290,174	42,148	22,010	16,014	3,833	291	179,230	68,797
平成26年度	310,359	42,142	22,282	15,800	3,661	399	194,038	74,179
平成27年度	329,999	42,425	22,714	15,824	3,403	484	209,592	77,983
平成28年度	348,064	42,448	23,026	15,715	3,181	526	225,066	80,550
平成29年度	366,287	41,971	23,162	15,301	2,885	623	239,821	84,494
平成30年度	381,383	41,446	23,264	14,837	2,693	652	251,178	88,760

資料：被保護者調査（平成23年度までは福祉行政報告例）、生活保護費等国庫負担金事業実績報告  
※人員は、各年度の1か月平均のため、各施設の足し上げと施設入所者総数は必ずしも合致しない。

(8) 介護扶助受給者数 (65歳以上) の状況 (平成30年7月末現在)

[単位：人]

在宅		総 数	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	要介護 6	要介護 7	要介護 8	要支援 1
訪問・通所等、短期入所		287,969	20,447	31,418	42,021	65,219	64,449	41,221	33,194	
訪問・通所等、小計		285,791	19,378	29,465	39,198	62,176	61,606	40,967	33,001	
訪問介護		67,132	60,880	85,181	107,882	163,145	137,431	74,470	48,143	
訪問用具貸与		183,082	13,497	18,830	25,318	44,288	42,065	21,897	17,187	
訪問看護		3,949	1,878	997	4,488	4,370	4,166	3,333	11,998	
訪問リハビリテーション		168,175	15,188	22,076	27,263	41,568	26,749	10,442	4,589	
通所介護		49,809	6,030	6,691	7,757	12,101	9,31	621	2,199	
通所リハビリテーション		6,121	7,553	13,294	19,528	1,119	1,552	15,517	1,711	
通所リハビリテーション		130,360	7,553	2,002	3,156	5,585	4,941	4,406	12,004	
通所リハビリテーション		23,402	930	14,234	19,113	21,533	24,133	18,493	2,382	
通所リハビリテーション		102,840	10,840	211	204	251	333	177	1,835	
居宅養護管理指導		2,321	2,321	267	371	551	589	495	28	
短期入所生活介護		5,906	5,906	333	635	918	1,424	1,710	336	
短期入所生活介護		14,220	14,220	1,840	2,755	3,275	3,252	2,842	446	
短期入所生活介護		12,526	12,526	1,567	2,407	3,275	2,842	1,901	141	
短期入所生活介護		1,694	1,694	273	348	380	410	230	130	
短期入所生活介護		31,932	31,932	3,294	5,587	7,486	7,710	6,988	42	
短期入所生活介護		7,986	7,986	867	1,588	1,513	1,670	1,701	533	
認知症対応型特定施設入居者生活介護		23,465	23,465	2,372	3,894	5,873	5,925	5,181	320	
地域密着型特定施設入居者生活介護		481	481	55	105	100	106	106	7	
特定福祉用具販売		1,218	1,218	76	171	224	235	205	170	
住宅改修		553	553	23	59	65	113	91	137	
施設		39,155	10,023	13,118	9,360	4,193	2,461	561	78	
指定介護老人福祉施設		22,222	6,399	8,377	5,529	1,356	1,356	1,356		
(車掲)旧措置		32	11	14	6	1	1	1		
(車掲)ユニット型		182	49	60	51	17	5	5		
介護老人保健施設		13,830	2,262	3,591	3,461	2,683	1,833	1,833		
介護療養型医療施設		4	1	1	1	1	1	1		
介護療養型医療施設		2,390	1,168	894	197	86	45	45		
地域密着型介護老人福祉施設		709	709	193	172	67	67	22		
(車掲)ユニット型		46	11	11	16	4	4	1		

②構成比

在宅		総 数	要介護 5	要介護 6	要介護 7	要介護 8	要介護 9	要介護 10	要介護 11	要支援 1
訪問・通所等、短期入所		95,9	6,5	9,9	13,2	20,9	20,7	13,7	11,1	
訪問・通所等、小計		95,9	6,5	9,9	13,2	20,9	20,7	13,7	11,1	
訪問介護		227,2	20,4	28,6	36,2	54,8	46,1	25,0	16,2	
訪問用具貸与		61,4	4,5	6,3	8,5	14,9	14,1	7,3	5,8	
訪問看護		1,3	0,6	0,3	0,2	0,1	0,1	0,0	0,0	
訪問リハビリテーション		56,4	5,1	7,4	9,1	14,0	9,0	7,8	4,0	
通所介護		16,7	2,0	2,2	2,6	4,1	3,5	1,5	0,7	
通所リハビリテーション		2,1	0,3	0,3	0,4	0,5	0,3	0,3	0,2	
通所リハビリテーション		43,7	2,5	4,5	6,6	10,5	10,5	5,2	4,0	
短期入所生活介護		7,9	0,3	0,7	1,1	1,9	1,7	1,5	0,8	
短期入所生活介護		34,5	4,8	6,4	7,2	8,1	6,2	1,2	0,6	
短期入所生活介護		0,4	0,1	0,1	0,1	0,1	0,1	0,1	0,1	
短期入所生活介護		0,8	0,1	0,1	0,2	0,2	0,2	0,2	0,0	
短期入所生活介護		2,0	0,1	0,2	0,3	0,5	0,6	0,2	0,1	
短期入所生活介護		4,8	0,6	0,9	1,2	1,1	1,1	0,7	0,1	
短期入所生活介護		4,2	0,5	0,8	1,1	1,0	0,6	0,1	0,0	
短期入所生活介護		0,6	0,1	0,1	0,1	0,1	0,1	0,1	0,0	
短期入所生活介護		10,7	1,1	1,9	2,5	2,6	2,3	0,6	0,1	
短期入所生活介護		2,7	0,3	0,5	0,5	0,6	0,6	0,2	0,1	
短期入所生活介護		7,9	0,8	1,3	2,0	2,0	2,0	1,7	0,1	
短期入所生活介護		0,2	0,0	0,0	0,0	0,0	0,0	0,0	0,0	
短期入所生活介護		0,2	0,0	0,0	0,0	0,0	0,0	0,0	0,0	
短期入所生活介護		100,0	25,6	33,5	23,9	10,7	6,3	1,4	0,0	
指定介護老人福祉施設		96,8	16,3	21,4	14,1	3,5	-	-	-	
(車掲)旧措置		0,1	0,0	0,0	0,0	0,0	0,0	0,0	0,0	
(車掲)ユニット型		0,5	0,1	0,2	0,1	0,0	0,0	0,0	0,0	
介護老人保健施設		35,3	5,8	9,2	8,8	6,9	4,7	0,0	0,0	
介護療養型医療施設		0,0	0,0	0,0	0,0	0,0	0,0	0,0	0,0	
介護療養型医療施設		6,1	3,0	2,3	0,5	0,2	0,1	0,1	0,1	
地域密着型介護老人福祉施設		1,8	0,5	0,7	0,4	0,2	0,1	0,1	0,0	
(車掲)ユニット型		0,1	0,0	0,0	0,0	0,0	0,0	0,0	0,0	

資料：平成30年被保険者調査(年次調査) 平成30年7月31日現在  
※構成比の在宅の各項目については、複数計上したため各項目を合計しても100%にならない。

(9) 介護扶助受給者数 (40歳以上65歳未満) の状況 (平成30年7月末現在)

①人數

在宅		総数	要介護5	要介護4	要介護3	要介護2	要介護1	要支援1
訪問・通所等、短期入所	小計	20,935	1,678	2,229	3,092	5,403	4,029	3,392
訪問介護	小計	49,444	1,646	2,187	3,007	5,300	3,918	3,369
訪問入浴介護	累計	8,817	4,945	6,308	8,185	13,284	8,669	5,821
福祉用具貸与		442	739	1,031	1,340	2,318	1,884	1,007
訪問看護		14,294	1,373	1,794	2,364	4,086	2,060	1,997
訪問リハビリテーション		5,243	581	670	813	1,387	910	635
通所介護		1,210	145	130	213	324	183	164
通所リハビリテーション		8,278	590	953	1,363	2,278	1,671	994
小規模多機能型居宅介護	累計	3,207	129	235	477	850	633	639
短期入所生活介護		7,478	1,119	1,334	1,471	1,873	1,212	344
短期入所療養介護		120	24	28	16	42	10	17
短期入所生活介護		87	16	13	20	20	17	1
小規模多機能型居宅介護		268	18	36	42	53	69	33
認知症対応型施設		667	120	163	149	135	78	18
短期入所生活介護		560	94	141	130	107	69	15
短期入所療養介護		107	26	22	19	28	9	3
短期入所生活介護		1,188	122	164	266	303	270	44
特定施設入所者生活介護		601	70	98	126	150	101	37
認知症対応型共同生活介護		575	50	63	136	152	167	7
地域密着型特定施設入居者生活介護		12	2	3	4	1	2	-
特定福祉用具販売		137	10	11	25	34	25	24
住宅改修	合計	31	-	7	3	7	5	6
施設	合計	1,696	462	477	406	222	129	83
指定介護老人福祉施設		572	188	194	143	31	16	-
短期入所生活介護		-	-	-	-	-	-	-
(車両)旧措置		5	1	3	1	-	-	-
(車両)ユニット型		924	166	216	245	187	110	-
介護老人保健施設		173	94	61	13	3	2	-
介護療養型医療施設		27	14	6	5	1	1	-
地域密着型介護老人福祉施設		1	-	-	-	-	-	-
(車両)ユニット型		-	-	-	-	-	-	-

②構成比

在宅		総数	要介護5	要介護4	要介護3	要介護2	要介護1	要支援1
訪問・通所等、短期入所	小計	100,0	7,9	10,4	14,5	25,3	18,9	15,9
訪問介護	小計	98,1	7,7	10,2	14,1	24,8	18,4	15,8
訪問入浴介護	累計	231,7	23,2	29,6	38,3	62,2	40,6	27,3
福祉用具貸与		41,3	3,5	4,8	6,3	10,9	8,8	7,1
訪問看護		2,1	1,0	0,4	0,3	0,2	0,1	0,0
訪問リハビリテーション		67,0	6,4	8,4	11,1	19,1	9,7	9,4
通所介護		24,6	2,7	3,1	3,8	6,5	4,3	3,0
通所リハビリテーション		5,7	0,7	0,6	1,0	1,5	0,9	0,8
短期入所生活介護		38,8	2,8	4,5	6,4	10,7	7,8	4,7
短期入所療養介護		15,0	0,6	1,1	2,2	4,0	3,0	3,0
特定施設入所者生活介護		35,0	5,2	6,3	8,8	5,7	5,7	1,6
認知症対応型共同生活介護		0,6	0,1	0,1	0,1	0,2	0,0	0,6
地域密着型特定施設入居者生活介護		0,4	0,1	0,1	0,1	0,1	0,0	-
小規模多機能型居宅介護	累計	1,3	0,1	0,2	0,2	0,2	0,3	0,1
短期入所生活介護		3,1	0,6	0,8	0,7	0,6	0,4	0,1
短期入所療養介護		2,6	0,4	0,7	0,6	0,5	0,3	0,0
特定施設入所者生活介護		0,5	0,1	0,1	0,1	0,1	0,0	0,0
認知症対応型共同生活介護		5,6	0,6	0,8	1,2	1,4	1,3	0,1
地域密着型介護老人福祉施設		2,8	0,3	0,5	0,6	0,7	0,5	0,1
特定福祉用具販売		2,7	0,2	0,3	0,6	0,7	0,8	-
住宅改修	合計	0,1	-	0,0	0,1	0,0	0,0	-
指定介護老人福祉施設		100,0	27,2	28,1	23,9	13,1	7,6	-
短期入所生活介護		33,7	11,1	8,4	11,4	11,4	8,9	-
(車両)旧措置		-	-	-	-	-	-	-
(車両)ユニット型		0,3	0,1	0,2	0,1	0,1	0,1	0,0
介護老人保健施設		54,5	9,8	12,7	14,4	11,0	6,5	-
介護療養型医療施設		10,2	5,5	3,6	0,8	0,2	0,1	-
地域密着型介護老人福祉施設		1,6	0,8	0,4	0,3	0,1	0,1	-
(車両)ユニット型		0,1	-	-	-	-	-	-

資料：平成29年被保険者調査(年次調査) 平成30年7月31日現在  
※構成比の在宅の各項目については、複数計上したため各項目を合計しても100%にならない。

# 無料低額宿泊所等の社会福祉施設等施設整備費

## 事業概要

日常生活支援住居施設については、平成30年度の生活保護法の改正により創設され、一定の支援が必要な生活保護受給者等の住まいの場として設置が進められるところ。また、無料低額宿泊所については、これまでも生活保護受給者等の住まいの場として活用されてきたところであるが、多人数部屋が少なからず存在する状況となっており、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、令和2年度第3次補正予算案により、引き続き個室化の整備を推進するための経費を計上する。

## 整備内容

	令和3年度当初予算案【4,812,175千円の内数】 日常生活支援住居施設への施設整備補助	令和2年度第3次補正予算【2,977,038千円の内数】 無料低額宿泊所の個室化改修事業（コロナ対策）
予算	社会福祉施設等施設整備費補助金に計上＜障害保健福祉部において一括計上＞	
補助率	国1／2、自治体（都道府県・指定都市・中核市）1／4、事業者1／4	
補助基準額 (令和2年度分)	新築	既存施設の改修
	宿所提供的施設に準ずる (定員1名あたり1,920千円)	1施設あたり 総事業費300千円以上10,000千円以下
補助対象	無料低額宿泊所の届出（新築の場合は予定を含む）事業者で、当該施設の日常生活支援住居施設の認定を受け運営する者	
創設年度	令和3年度～	
	令和2年度（第1次補正）	

（注）国庫補助の条件等は別途定める。

## 貧困ビジネス対策と単独での居住が困難な方への日常生活支援＜令和2年4月施行＞

### 1. 無料低額宿泊所の規制強化（貧困ビジネス規制）

- 利用者の自立を助長する適切な支援環境を確保するため、社会福祉法を改正し、法令上の規制を強化
- ①無料低額宿泊事業について、新たに事前届出制を導入
- ②従来ガイドライン（通知）で定めていた設備・運営に関する基準について、法定の最低基準を創設 ＜令和元年8月省令公布＞
- ③最低基準を満たさない事業所に対する改善命令の創設

### 2. 単独で居住が困難な方への日常生活支援

- 生活保護法を改正し、単独での居住が困難な生活保護受給者に対し、一定の支援体制が確保された「日常生活支援住居施設」において、必要な日常生活上の支援を提供する仕組みを創設
- ◆ 福祉事務所が、単独での居住が困難な受給者への日常生活上の支援の実施を、日常生活支援住居施設に委託可能とする

### 日常生活支援住居施設の認定要件及び委託事務費

- 日常生活支援住居施設の認定要件（人員配置基準）  
**利用者15人に対して職員1名（常勤換算15:1）を配置**
- 日常生活支援に係る委託事務費  
**入居者1人あたり月額<地域別> 29,100円～23,400円**
- ※ 職員を増配置している施設については、職員配置の状況に応じた加算措置
- 日常生活支援住居施設への委託開始等のスケジュール  
・施設の認定申請を令和2年4月以降から受け付け、  
**令和2年10月から委託を開始**

